

平成30年第4回

置戸町議会定例会会議録

平成30年6月18日開会

平成30年6月19日閉会

置戸町議会

平成30年第4回置戸町議会定例会（第1号）

平成30年6月18日（月曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 報告第 5号 専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 6号 平成29年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 7号 平成29年度置戸町事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第42号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第43号 置戸町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第44号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第45号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第46号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第47号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第48号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について
- 日程第16 報告第 8号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第17 請願第 1号 北海道基幹農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める請願について
- 日程第18 議員定数に関する特別委員会の調査報告についての中間報告

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 報告第 5号 専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 6号 平成29年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 7号 平成29年度置戸町事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例

- 日程第 8 議案第 4 2 号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 日程第 9 議案第 4 3 号 置戸町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 日程第 10 議案第 4 4 号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例
 日程第 11 議案第 4 5 号 平成 3 0 年度置戸町一般会計補正予算（第 2 号）
 日程第 12 議案第 4 6 号 平成 3 0 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 13 議案第 4 7 号 平成 3 0 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 14 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 15 議案第 4 9 号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について
 日程第 16 報告第 8 号 例月出納検査の結果報告について
 日程第 17 請願第 1 号 北海道基幹農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める請願について
 日程第 18 議員定数に関する特別委員会の調査報告についての中間報告

○出席議員（10名）

- | | | | | | |
|-----|-----|--------|------|-----|--------|
| 1 番 | 前 田 | 篤 議員 | 2 番 | 澁 谷 | 恒 壹 議員 |
| 3 番 | 高 谷 | 勲 議員 | 4 番 | 佐 藤 | 勇 治 議員 |
| 5 番 | 阿 部 | 光 久 議員 | 6 番 | 岩 藤 | 孝 一 議員 |
| 7 番 | 小 林 | 満 議員 | 8 番 | 石 井 | 伸 二 議員 |
| 9 番 | 嘉 藤 | 均 議員 | 10 番 | 佐 藤 | 純 一 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

- | | | | | | |
|---------|-----|-------|------------|-----|-----|
| 町 長 | 井 上 | 久 男 | 副 町 長 | 和 田 | 薫 |
| 会計管理者 | 渡 辺 | 登 美 子 | まちづくり推進室長 | 坂 森 | 誠 二 |
| 総務課長 | 深 川 | 正 美 | 総務課参与 | 福 手 | 一 久 |
| 町民生活課長 | 鈴 木 | 伸 哉 | 産業振興課長 | 栗 生 | 貞 幸 |
| 施設整備課長 | 大 戸 | 基 史 | 地域福祉センター所長 | 須 貝 | 智 晴 |
| 総務課総務係長 | 芳 賀 | 真 由 美 | 総務課財政係長 | 湊 | 美 保 |

〈教育委員会部局〉

- | | | | | | |
|---------|-----|--------|--------|-------|-----|
| 教 育 長 | 平 野 | 毅 | 学校教育課長 | 石 森 | 実 |
| 社会教育課長 | 蓑 島 | 賢 治 | 森林工芸館長 | 五 十 嵐 | 勝 昭 |
| 図 書 館 長 | 蓑 島 | 賢 治（兼） | | | |

〈農業委員会部局〉

事務局長 栗 生 貞 幸

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深 川 正 美(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 高 橋 一 史

事務係長 今 西 美 紀 子

臨時事務職員 中 田 美 紀

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成30年第4回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって8番 石井伸二議員及び9番 嘉藤均議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第41号から議案第49号。
- ・ 報告第5号から報告第7号。

今期定例会に議会から提出された事件は、次のとおりです。

- ・ 請願第1号。
- ・ 議員定数に関する特別委員会の調査報告についての中間報告。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第8号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 去る、平成30年5月30日招集の平成30年第1回臨時北見地区消防組合議会の結果につきまして、その概要を報告いたします。

本議会開会に先立ち、書記長より、このたびの議会は、北見市議会選出議員に異動があり、初めての議会となり、正副議長がともに不在であることから、地方自治法の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行なうこととなる旨の説明があり、訓子府町議会選出の河端芳恵議員が臨時議長の任を担うこととなりました。

次に、議員及び理事者の自己紹介を行い、その後、管理者より北見市選出議員の改選後の初議会に

当たり挨拶があり、北見地区消防組合の執行方針について述べられました。

次に、開会宣言があり、引き続き議長の選挙が行われ、中崎孝俊議員が指名推薦され、全会一致で当選されました。

次に、議席の指定、会議録署名議員の指名及び会期を1日間と決定いたしました。

次に、副議長の選挙があり、隅田一男議員が議長より指名推薦され、全会一致で当選されました。

次に、議会運営委員会委員の選任が行なわれ、欠員となっている北見市選出議員の4名の委員に松谷隆一議員、安藤憲彦議員、響田恵美議員、桜井由美子議員を選任し、その後、暫時休憩を取り、この休憩中に第1回議会運営委員会が開催され、松谷隆一議員が委員長に互選され、本会議再開後、互選結果の報告が行なわれました。

次に、議案第1号、財産の取得については、辻管理者より提案理由の説明がなされ、その後、質疑・討論・採決を行い、原案のとおり可決・決定されました。

最後に、議長より議会運営委員会委員長名で申し出のあった、「閉会中継続調査申出書」について、申し出のとおり決定し閉会といたしました。

なお、本議会等の資料の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

平成30年6月18日、報告者、佐藤勇治。

○佐藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月20日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○佐藤議長 日程第3 町長から行政報告の申出があります。

発言を許可します。

町長。

○井上町長〔登壇〕 置戸町交流促進センターの運営状況について行政報告を申し上げます。

置戸町交流促進センター、おけと勝山温泉ゆうゆは、昨年4月1日のリニューアルオープンから1年が経過いたしました。オープン以降、ご利用いただきました、町民の皆様や多くのゆうゆファンの皆様に、心より感謝申し上げます。同時に、経営にあたっていただきました、一般社団法人の奥山理事長はじめ、役員、スタッフの絶え間ないご努力に重ねて感謝を申し上げたいと思います。お陰様をもちまして、入浴客や売上額は目標を達成し順調なスタートとなりました。6月11日に第2回定例

総会が開催され、第2期事業報告並びに収支決算、第3期事業計画、収支予算も満場一致で承認されましたので、第2期運営状況についてご報告を申し上げたいと存じます。

はじめに、入込客数であります。オープン直後の4月の入浴客は、リニューアル効果もあり9,300人を超え、5月と8月も8,000人を超えるなど、最終的には7万2,783人となり、目標の6万人に対し、121%の達成率となりました。この他の入浴客は、スタンプサービス等の無料入浴者が4,350人でいらっしゃいました。レストランについては、5月15日からオープンしました季節限定メニューやお客様のご要望に沿ったメニューを提供するなど、入浴客の他、食事のみの利用も多く、1万6,150人の利用をいただき、宴会場の利用も2,080人となっております。また、コテージの利用客は3,296人となり、利用率では約50%となっております。

次に、営業収支であります。年間売上目標7,008万4,000円に対し、総売上高は8,917万6,000円となり、達成率は127%と入浴客の目標と同様に大きく上回る結果となりました。しかしながら、営業費用を差し引きますと、第2期の収支決算は541万4,000円のマイナスとなります。

その要因であります。開業に合わせて早急に対応いただいた施設備品あるいは厨房備品、送迎用バス購入までの車両のリース料など、臨時的な経費が620万円ほど含まれておりますので、これらを考慮いたしますと、収支の方は善戦したと感じております。この1年間、役員、社員、そしてスタッフの皆さんが一丸となり、送迎シャトル便の運行をはじめ、ビールパーティー、ゆうゆマルシェ、年末バイクなど、集客性の高いイベントや各種のポイントサービスなど、様々な企画に取り組んでいただきました。改めて2年目の目標達成に向け、さらなるご努力を期待するところであります。今後も、勝山温泉ゆうゆが置戸の宝として発展し存続していくためにも、置戸町も引き続き支援、連携を図ってまいります。議会ははじめ、町民の皆さんにもこれまで以上の温かいご支援やご利用をお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○佐藤議長 町長の行政報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 報告第 5号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第4 報告第5号 専決処分の報告について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました、報告第5号は、専決処分の報告についてであります。

報告の内容については、産業振興課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 報告第5号について説明をいたします。

専決処分の報告について。

平成30年度置戸町一般会計補正予算(第1号)については、議会を招集する時間的余裕がないの

で、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて平成30年5月15日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

左側のページにつきましては、専決処分書の書面の写しとなりますので、説明を省略いたします。

右側のページをご覧ください。今回、専決をいたしました平成30年度置戸町一般会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

平成30年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。

平成30年度置戸町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,303万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、別冊の平成30年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第1号)で説明をいたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

(以下産業振興課長説明、記載省略。平成30年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

○佐藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 事項別明細書の歳出の中で、委託料についてお聞きします。

アスベストの診断委託料ということで、あとから追加されたわけですけど、本工事が4月24日に契約されて今現在進行中ですが、結果的には今の説明をお聞きしますと、本工事をやった段階で、このアスベストに発生するスレート板って言うんですか、部材が発見されたということで急きょ診断調査をやったということなんです、この入札の執行内容についてですね、具体的に入札日、それから契約の業者、それから契約金額、契約期間等について、その部分についてお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 ちょっと手元に契約書等の詳細持ち合わせておりませんが、入札日につきましては、4月24日。それから入札額につきましては、3,272万4,000円。

○佐藤議長 委託料の契約内容についてということです。

産業振興課長。

○栗生産業振興課長 まず、この調査の業者でありますけれども、この近辺で2社ございますが、それぞれ入札って言いますか、見積書の提出の依頼の方に対応できるかどうか確認をいたしましたところ、1社から可能であるというご返事をいただきました。この業者につきましては、北見市にございます、環境コンサルタント株式会社北網支店となっております。それから入札額、見積書で契約をした額でございますけれども、103万6,800円となっております。

業務の内容でございますけれども、このアスベストの検査のための計画の準備、それから現地の調

査、具体的には29検体の分析を行いましたので、それぞれごとの検査料、それから北見市からここまでの旅費関係、報告書作成業務など合わせまして、先程申しました103万6,800円で契約をしてございます。なお、工期につきましては、6月22日までを予定してございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 最初のした契約日ですね、契約日がいつだったのかということをお聞きしたい。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 契約日ですが、専決処分で補正予算の専決をいただいたのが5月15日で、執行につきましては、5月16日付で行っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、報告第5号 専決処分の報告についてを採決します。

報告第5号については、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第5号 専決処分の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第 5 報告第 6号 平成29年度置戸町繰越明許費繰越 計算書の報告について

○佐藤議長 日程第5 報告第6号 平成29年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました、報告第6号は、平成29年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。内容につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 報告第6号について説明いたします。

報告第6号 平成29年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成29年度置戸町繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをお開きください。

平成29年度置戸町繰越明許費繰越計算書になりますが、本年3月開催の第2回定例町議会において議決いただきました、平成29年度置戸町一般会計補正予算(第9号)で、本件、町営住宅外壁等

改修工事につきましては、年度内実施が困難として繰越明許費の補正を行いました。3月31日に翌年度会計に繰り越し、5月31日付で繰越計算書を調整いたしましたので、議会に対して報告するものでございます。

内容につきましては表に記載のとおり、町営住宅外壁等改修工事3、190万円全額を繰り越しいたしました。財源内訳につきましては、国庫支出金、社会資本整備交付金988万6,000円。一般財源2,201万4,000円となっております。なお、本事業は6月23日に工事入札予定となっております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、報告第6号 平成29年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてを採決します。

報告第6号については、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第6号 平成29年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第 6 報告第 7号 平成29年度置戸町事故繰越し繰越 計算書の報告について

○佐藤議長 日程第6 報告第7号 平成29年度置戸町事故繰越し繰越計算書の報告について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました、報告第7号は、平成29年度置戸町事故繰越し繰越計算書の報告についてでございます。内容につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 報告第7号について説明いたします。

報告第7号 平成29年度置戸町事故繰越し繰越計算書の報告について。

平成29年度置戸町事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをお開きください。

平成29年度置戸町事故繰越し繰越計算書になりますが、平成29年度置戸町一般会計予算のうち、

社会資本整備交付金事業、橋梁長寿命化修繕工事その1、その2につきましては、工事で排出された廃棄物のPCB処分運搬が年度内で完了できないことが確定し3月22日に、当初工期3月23日を年度繰り越しして7月13日に変更したものでございます。3月31日に翌年度会計に繰り越し、5月31日付で繰越計算書を調整いたしましたので、議会に対し報告するものでございます。

内容につきましては、表に記載のとおり、橋梁長寿命化修繕工事その1、その2の工事費合計1億4,523万8,400円のうち、10月27日支払い済みの前払金5,587万2,000円を除く8,936万6,400円を繰り越しいたしました。下の表にお移りください。平成30年度繰越額の財源は、国庫支出金5,589万4,000円。地方債2,050万円。残り1,297万2,400円が一般財源となっております。

本件につきましては、3月定例議会の工事請負変更契約の締結議案において説明させていただきましたとおり、修繕工事で排出された有害物質であるPCBを運搬する工程が年度内での完了が不可能となりつつあり、関係機関と協議しながら進めていることをご説明しておりましたが、国庫補助金及び地方債のそれぞれ所管する、北海道建設部及び財務局に繰り越しの承認を得て工期の延長を行ったものでございます。なお、繰り越しした橋梁修繕工事のPCB搬出は、既に6月11日に完了してございます。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、報告第7号 平成29年度置戸町事故繰越し繰越計算書の報告についてを採決します。

報告第7号については、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第7号 平成29年度置戸町事故繰越し繰越計算書の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第 7 議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から

◎日程第15 議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてまで

————— 9件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第7 議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から日程第15 議案第

49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてまでの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第41号は、置戸町税条例等の一部を改正する条例であります。議案の内容につきましては、町民生活課長よりご説明を申し上げます。また、議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてであります。議案の内容については、町民生活課長よりご説明を申し上げますが、この間のそれぞれの議案については、所管の担当課長よりご説明を申し上げます。

〈議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第41号につきましてご説明いたします。

議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

第1条 置戸町税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条で改正する改正内容は、平成30年度地方税法等の改正に伴い、関係条例規定の整備を行うものです。なお、第2条から第6条で改正する改正内容は、主に町たばこ税の経過措置及び手持ち品課税等について整備を行うものです。

それでは改正内容をご説明いたしますので、別冊の議案第41号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例、1ページをご覧ください。A4横の資料となります。

左側が項目、右側が改正概要となっております。改正の趣旨につきましては、先程ご説明した通りでございます。

2. 第1条による改正。第20条。年当たりの割合の基礎となる日数についての規定ですが、延滞金等の計算において、潤年の日を含む期間についても365日で計算する規定ですが、第20条中、法人町民税の申告納付の規定と法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定が改正となりますので、規定の整備を行います。併せて、字句の改正も行います。適用年月日は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。

第23条。町民税の納税義務者等の規定ですが、第1項は字句の改正と、第3項は人格のない社団等について、電子申告義務化の規定を適用しない規定を追加します。施行日は、平成32年4月1日から施行します。

次のページをご覧ください。

第24条。個人の町民税の非課税の範囲ですが、第1項は記載のとおり字句の改正となります。第1項第2号は、障がい者、未成年者、寡婦等に対する個人住民税の非課税措置の前年合計所得要件を現行125万円から10万円引き上げ、135万円にするものです。第2項の改正は、所得による均等割の非課税基準の改正ですが、表の左側、改正前は28万円に本人と控除対象配偶者、扶養親族の数をかけた金額以下の所得であれば、均等割が非課税となりますが、改正後は、これに10万円を加算した金額以下の所得が非課税対象となります。適用年月日等ですが、①の字句の改正につきましては、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。②の改正は、平成33年1月1日か

ら施行となります。③の改正のうち、控除対象配偶者を同一生計配偶者へ改正する規定は、平成31年1月1日から施行。10万円加算の部分は、平成33年1月1日から施行となります。

次の第31条の改正ですが、第2項中、記載のとおり字句改正を行います。公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。

次のページをご覧ください。

第34条の2。所得控除の規定ですが、基礎控除額に所得要件を設け、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、所得控除を適用しない改正がございましたので、規定の整備を行うものです。なお、表に記載のとおり、所得により基礎控除額は段階的に引き下げられ、2,500万円を超えた時点で適用されないこととなります。施行年月日は、平成33年1月1日から施行となります。

第34条の6。調整控除の規定ですが、調整控除は、税財源移譲に伴い生じる所得税と個人町民税の人的控除（基礎控除、扶養控除等）の差額に起因する負担増を調整するため、所得割額から一定額を控除する制度ですが、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者には、適用しないこととしました。平成33年1月1日から施行となります。

次のページをご覧ください。

第36条の2。町民税の申告の規定ですが、平成30年度以後の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、給与所得者等の町民税申告要件を見直すものです。所得者本人の所得が900万円以下で、かつ、その生計を一つにする配偶者の合計所得金額が85万円以下の場合のその配偶者。源泉控除対象配偶者と言いますが、源泉控除対象配偶者は、申告を要しないことを規定するものです。次の第2項から、次のページ、第9項までは字句の改正となります。施行年月日等ですが、第1項の改正規定は、平成31年1月1日から施行。第2項から第9項までの改正は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。

第47条の3。特別徴収義務者の規定中、記載のとおり字句の改正を行います。公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。

次のページをご覧ください。

第47条の5。年金所得に係る仮特別徴収税額等の規定ですが、第1項及び第3項中、記載のとおり字句改正及び文言の追加を行います。年金特別徴収税額の算出方法ですが、4月、6月、8月の年金支給月にあつては、前年度の公的年金所得に対する町道民税、年税額を2分の1し、さらに3ヵ月で割り、各月の仮徴収税額として年金から引き去りをします。年税額確定後、仮徴収税額を差し引いた残りを3ヵ月で割り、残りの10月、12月、翌年2月の年金支給月から本徴収として引き去りをいたします。適用年月日は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。

次の第48条は、法人の町民税の申告納付の規定の整備です。第1項に、（第10項及び第11項において、「納税申告書」という。）文言を申告書の定義として追加します。第2項は、外国子会社合算税制度の見直しに伴う税額控除の新設です。平成29年度の税制改正で、国税において、二重課税の調整として、内国法人が外国子会社合算課税の適用を受ける場合には、外国関係会社に対して課税されるわが国の所得税、復興特別所得税及び法人税の合計額のうち、合算課税制度により合算対象とされた金額に対応する部分の金額に相当する金額について、その内国法人の法人税の額から控除される

制度が新設されました。

次のページをご覧ください。

平成30年度地方税法改正により、控除する対象に、地方法人税、法人住民税が追加され、地方住民税から税額控除する制度が新設されました。これにより、第48条第2項の規定に新設するものです。控除の順番につきましては、4行目に記載のとおりとなっております。次の第3項は、「特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」等の関連制度について、第2項同様の取り扱いとする規定を新設します。第4項から、次のページになりますが、第9項までは記載のとおりの規定の整備を行います。第10項から第12項は、電子申告の規定の新設です。特定法人、大法人を指しますが、大法人の法人住民税の申告については、電子申告が義務付けられました。第10項は、国税・地方税ともに各事業年度の開始日における資本金または出資金の金額が1億円超の法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社、これらを特定法人と呼びますが、特定法人は電子情報処理組織経由で納税申告書を提出する規定。第11項は、電子申告で電子申告があったものとみなす規定。第12項は、電子申告が電子情報処理組織に記録（格納）された時点で申告があったとみなす規定となっております。なお、対象となる申告は、確定申告書、中間申告書、修正申告書となっております。施行年月日等ですが、第1項及び第10項から第12項の改正規定は、平成32年4月1日から施行。第2項から第9項までの改正規定は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。

次のページをご覧ください。

第52条。法人の住民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定ですが、今回の税制改正で、国税において、法人税の申告期限の延長の特例等の適用がある場合における利子税について、申告後に減額更生され、その後に増額更生等があった場合には、増額更生等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付された部分について、その納付されていた期間を控除して計算することとされました。法人住民税においても、納期限の延長の特例等の適用があった場合、延滞金の計算期間について、国と同様の取り扱いとすることとしました。第2項に、修正申告書の提出があった場合に対する延滞金の計算期間の規定。第3項に、増額更生があった場合に対する延滞金の計算期間の規定。第5項に、連結法人税額に対応する法人税割額及び均等割額の修正申告書の提出があった場合に対する延滞金の計算期間の規定。第6項に、連結法人税額に対応する法人税割額及び均等割額に対する増額更生があった場合に対する延滞金の計算期間の規定を新設するものです。適用年月日は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。

次のページをご覧ください。

第54条。固定資産税の納税義務者等の規定の整備です。第7項中、施行規則第10条の2の10を、施行規則第10条の2の12に改正します。第7項の規定は、家屋の附帯設備であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するために取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったものについて、例えばですが、テナントが店の内装を改修するということで、仕切り壁や床の張り替え等を行い、結果、家屋本体とくっついてしまった場合の状況ですが、このような場合、当該取り付けした者の事業の用に供することができる場合に限り、当該取り付けした者を所有者としてみなして、家屋に属する部分は、償却資産として課税す

る規定となっております。今回の規定の整備を行う施行規則第10条の2の12において、家屋の付帯設備について、木造家屋の場合と非木造家屋の場合、それぞれどのようなものが該当になるかを規定しております。適用年月日は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。

次に、町たばこ税関連の改正になります。第92条は、製造たばこの区分の新設です。第1号に喫煙用製造たばことして、ア)の紙巻たばこから、オ)の加熱式たばこまで5種類を規定します。第2号では、かみ用の製造たばこ、第3号では、かぎ用の製造たばこを規定します。施行年月日は、平成30年10月1日から施行となります。

次のページをご覧ください。

第92条の2。町たばこ税の納税義務者等の規定ですが、第92条を新設しましたので、第92条の2に改正するものです。平成30年10月1日から施行となります。

第93条の2。製造たばこみなす場合の規定ですが、加熱式たばこを定義しております。加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品、またはこれらの混合物を充填したもの、一定の者により売渡がされたもの等に限りますが、これらを製造たばこみなして、地方税法の規定を適用し、区分を加熱式たばことする規定の新設です。平成30年10月1日から施行となります。

第94条。たばこ税の課税標準ですが、加熱式たばこの課税標準の算定方法を見直ししております。第3項に規定を新設しておりますが、新課税方式として、重量と価格により紙巻たばこに換算する方法となります。ただし、現行の方法と新方式による換算方法を併用し、新旧の割合を段階的に変えていき、平成34年10月からは新課税方式に移行する経過措置を設けております。ア)現状の換算方式ですが、現状はパイプたばこ扱いですので、重量1グラムで紙巻たばこ1本に換算する方法と、イ)の①加熱式たばこの重量0.4グラムをもって、紙巻たばこ0.5本分に換算する方法と、②加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの1本当たりの平均小売価格をもって、紙巻たばこ0.5本分に換算する方法。①と②の合計した本数と、ア)で換算した本数の合計により紙巻たばこの本数とします。

次のページをご覧ください。

段階的な引き上げとして、平成30年10月1日から平成31年9月30日までは、アの換算に0.8を。イの換算に0.2をかけた本数の合計数とします。後程、第2条でご説明しますが、平成31年10月1日施行分で、アの方法では0.6、イの方法で0.4。第3条と第4条の改正でそれぞれ起債の率の合計とし、平成34年10月1日以降は、イ)の方法により紙巻たばこへの本数換算を行います。14ページに総務省からのイメージ図を添付しておりますので、後程ご参照願います。

13ページをご覧ください。

第4項から第9項の改正につきましては、紙巻たばこに換算する場合の計算方法と端数整理について規定をしております。①として、紙巻たばこに換算する方法として、銘柄ごとの1箱の重量に銘柄ごとの個数を乗じ、第2項で規定された区分に分類し集計した重量で紙巻たばこに換算します。例えば、刻みたばこの例ですと、A銘柄1箱当たりの重量が20グラムとして、それが100箱。B銘柄が1箱15グラムで50箱あった場合、合計で2,750グラムとなり、刻みたばこ2グラムで紙巻たばこ1本に換算しますので、1,375本に換算します。②加熱式たばこの場合は、銘柄ごとの重量の合計、銘柄ごとの価格の合計で換算をします。1本未満の端数、1個当たりの重量に0.1グラ

ムの端数がある場合は、切り捨てする規定となっております。第10項につきましては、規則への委任規定となっております。施行年月日は、平成30年10月1日から施行となります。

第95条。たばこ税の税率の改正です。市町村たばこ税の欄、一般品で現行1,000本当たり、5,262円。平成30年10月1日から430円引き上げ、5,692円。平成32年10月1日からは、6,122円に。平成33年10月1日以降は、6,552円に段階的に引き上げます。旧3級品につきましては、後程、第6条による改正でご説明しますが、平成31年4月1日の引き上げ時期を半年間遅らせ、平成31年10月1日より、1,000本当たり5,692円とし、3級品の区分を一般品として区分し、以降、平成32年、33年にそれぞれ引き上げを行います。最終的に一般品については、国と地方分合わせて1箱当たり60円の引き上げとなります。

参考となりますが、加熱式たばこの税額についてご説明をします。

15ページをご覧ください。

加熱式たばこの税額ですが、現行はパイプたばこに分類されていますので、重量1グラムで紙巻たばこ1本に換算します。国と地方分との合算になりますが、表の下、※1のアイコス例では、重量1箱当たり15.7グラムありますので、15.7本。紙巻たばこ1本当たりの税額が12,244円。かけますと192.23円になります。同様にグローは、9.8グラムですので、119.99円。ブルームテックは、2.8グラムですので、34.28円が1箱当たりのたばこ税となります。

改正後の税額につきましては、重量の要素と価格の要素の合計を紙巻たばこの本数に換算する方法となりますが、現時点では、それぞれの加熱式たばこの葉たばこや溶液の量、消費税抜きの小売価格が示されておりませんので正確には積算できませんが、平成30年2月22日の衆議院総務委員会で、アイコスについては、紙巻たばこの9割程度。グローについては、8割程度。ブルームテックについては、7割程度の水準に引き上げすると答弁がありました。大まかな数字となりますが、平成33年10月からは、国・地方合わせてですが、紙巻たばこ1,000本当たり、1万5,244円。1本当たり、15,244円に、1箱20本入ですので、税額304.88円。アイコスは、これの9割水準とありますので、274.39円。現行のアイコスの税額が192.23円ですので、税額にして1箱当たり82円程度の引き上げになるのかなと思われます。

次のページをご覧ください。

第96条。たばこ税の課税免除。次の第98条。たばこ税の申告納付の手続きにつきましては、字句の改正として記載のとおり整備するものです。平成30年10月1日から施行となります。

以上が、たばこ税関連の改正となります。

次の、附則第3条の2。延滞金の割合等の特例の改正ですが、延滞金につきましては、納期限後1ヶ月までは7.3%の割合。納期限後1ヶ月を超える期間は14.6%の割合となっておりますが、特例として、特例基準割合、平成30年度は1.6%ですが、1.6%に1%を加えた率、2.6%が納期限1ヶ月までの延滞金率。1ヶ月を超える期間を8.9%とすることとしております。規定中、字句の改正として記載のとおり整備を行うものです。公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。

次のページをご覧ください。

附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例ですが、記載のとおり字句の改正となります。公

布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。

附則第5条は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定ですが、非課税の範囲を10万円引き上げるものでございます。表の左側、改正前は、所得金額が扶養等の人数に1人を加算した人数かける35万以下の所得であれば、所得割が非課税となりますが、右側、改正後ですが、これに10万円を加算した額以下であれば、所得割を課さない規定に改正するものです。施行年月日は、平成33年1月1日から施行となります。

次のページをお開きください。

附則第10条の2。法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正ですが、わがまち特例の規定の整備でございます。

次のページ、附則第10条の2（わがまち特例）の改正内容をご覧ください。表の右側、改正内容の欄、上から3つ目、第3項を期限到来により削除します。

次のページをお開きください。

上から4番目、第10項から第14項は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する、一定の発電設備に係る課税標準の特例について見直しがありましたので新たに規定を追加します。

次のページ、上から3番目。第17項に、生産性革命の実現に向けた中小企業設備の支援制度措置として規定を新設します。生産性控除特別措置法の規定により市町村が主体となった計画に基づき行われた、中小企業の一定の設備投資について固定資産の特例措置を講じることとなりました。

資料の18ページにお戻りください。

特例措置の内容ですが、四角の囲みをご覧ください。①から③の要件を満たす設備投資が対象で、特例率は3年間。課税標準額を零以上2分の1以下で市町村の条例で定める割合とすることから、零で設定をいたします。特例期間は、平成30年度から平成32年度に限定します。その他の改正につきましては、引用条項の規定の整備となっております。適用年月日ですが、第17項の規定以外の規定につきましては、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。第17項の規定は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行となります。

22ページをご覧ください。

附則第10条の3。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定でございますが、政令改正等により引用条項の整備が必要となりましたので改正を行うものです。第3項から次のページ、第11項まで記載のと通りの改正を行います。なお、各項に規定をしている減額規定につきましては、※に概要を記載しておりますので、後程ご確認をお願いします。適用年月日ですが、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用となります。

次のページをご覧ください。

平成30年度評価替えに伴う所要の改正となります。土地に関わる固定資産税の課税標準は、原則として、評価額イコール課税標準額となりますが、①地下上昇期における税負担の上昇を抑制する。②地域や土地によりばらつきのある負担水準の均衡化・適正化を図ることを目的として、負担調整措置が講じられておりましたが、前回同様この措置が3年間延長されました。

附則第11条は、用語の意義を規定しておりますが、見出しの年度を改めるものです。

次の附則第11条の2は、固定資産税の据置年度における土地の価格の特例です。町内における一定の面的広がりを持った地域の地下に下落が生じた場合、平成31年度と平成32年度に限り修正を行うことができるよう年度の改正を行うものです。

附則第12条は、宅地等に対する固定資産税の特例として負担調整措置が、前回同様3年間延長となります。住宅用地につきましては、税負担の上昇幅を本来の税額の5%を上限とする抑制措置が、商業地につきましては、宅地同様に本来の税額の5%を上限とする抑制措置や課税標準額を評価額の70%に引き下げること。前年度課税標準額の水準は、評価額の60~70%にある土地は、課税標準額を前年同様に据え置く措置を。平成30年度、31年度、32年度に適用するものでございます。

附則第13条は、一般農地に対する負担調整措置の3年間延長でございます。

次のページをお開きください。

附則第15条。特別土地保有税の課税の特例で、特例期間を3年間延長するものです。適用年月日は、それぞれ公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用となります。

次に、附則第17条の2。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例ですが、第3項中、字句の改正として記載のとおり整備を行うものです。第3項の規定は、収用等で代替資産等を取得した場合など租税特別措置法に規定する譲渡があった場合、本特例を適用しない規定となっております。施行年月日は、平成31年1月1日から施行となります。

次のページをご覧ください。

3. 第2条による改正ですが、たばこ税の課税標準に係る経過措置規定とわがまち特例の規定の整備を行うものでございます。

第94条。たばこ税の課税標準として、先程、改正概要の12ページでご説明したとおり、平成31年10月1日以降は、加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方法を、旧課税方式の割合を0.6に、新課税方式の割合を0.4にするものでございます。施行年月日は、平成31年10月1日から施行となります。

附則第10条の2。わがまち特例の規定中、法附則第15条第43項で定める特例措置が平成31年3月31日で廃止となりますので、第12項と第17項の規定内の条項の整備を行うものです。平成31年4月1日から施行となります。

次のページをお開きください。

4. 第3条による改正でございますが、第94条。たばこ税の課税標準の経過措置。

第95条。たばこ税の税率の経過措置でございます。

第94条は、加熱式たばこの旧課税方式の割合を0.4に。新課税方式の割合を0.6にするものです。

第95条は、平成32年10月1日から平成33年9月30日までの間は、たばこの税率を1,000本あたり6,122円といたします。施行年月日は、それぞれ平成32年10月1日から施行となります。

次のページをご覧ください。

5. 第4条による改正ですが、第3条の改正同様、経過措置の規定でございます。

第94条は、加熱式たばこの旧課税方式の割合を0.2。新課税方式の割合を0.8にするものです。

第95条は、平成33年10月1日以降は、町たばこ税の税率を1,000本当たり6,552円とする改正でございます。施行年月日は、それぞれ平成33年10月1日から施行となります。

次のページをお開きください。

6. 第5条による改正でございますが、第94条、たばこ税の課税標準の規定の改正ですが、第3項に規定する加熱式たばこの換算方法において、旧課税方式を廃止し、新課税方式で換算する方法に一本化します。

次の第93条の2。製造たばことみなす場合の規定。第94条中、第4項及び第5項、第7項から第9項の規定につきましては、新課税方式一本化に伴い関連する文言の改正を行うものです。施行年月日は、平成34年10月1日から施行します。

次のページをご覧ください。

7. 第6条による改正ですが、平成27年条例第16号の附則の改正でございます。町たばこ税に関する経過措置の改正となります。

附則第5条第2項は、記載のとおり字句の改正となります。第2項第3号の改正は、旧3級品の税率を平成31年3月31日まで1,000本につき4,000円としていたものを6ヶ月間延長し、平成31年9月30日まで1,000本当たり4,000円とする改正でございます。第2項第4号は、字句の改正となります。第13項は、手持ち品課税の改正でございます。手持ち品課税は、増税前に仕入れたたばこと増税後に仕入れたたばこに税金の差異が発生しますので、その分に対し課税をするものです。

次のページをご覧ください。

表の下、※今回の改正に記載のあるとおり、先程、第2項第3号で、1,000本当たり4,000円の税率を平成31年9月30日まで延長し、平成31年10月1日から、1,000本当たり5,692円に改正しますので、その差額1,692円を手持ち品課税として課税する規定の整備を行います。第14項は、申告書の提出期限と納付書での納付期限の読替規定となっております。

以上で、今回の地方税法改正に伴う税条例の改正につきまして説明を終わりますが、説明資料33ページから38ページに、個人所得課税の見直しについて。町たばこ税の税率改正スケジュール。森林環境税、森林環境譲与税に関する総務省からの資料を添付しておりますので、後程ご参照願います。

また、議案第41号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表につきましても、後程ご参照願います。

本議案にお戻りください。

本議案を5枚めくっていただき右側のページになります。

附 則

第1条 施行期日ですが、資料にて説明済みですので説明を省略いたします。

第2条は、町民税に関する経過措置。

次のページをお開きください。

第3条は、固定資産税に関する経過措置。

第4条は、認定経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する一定の機械及び装置等を取得した場合、課税標準額を3年間2分の1とする特例措置が平成31年3月31日で終了することにより、第2条の改正で引用条項の繰り上げを行っておりますが、第2条の改正について経過措置を設けるものでございます。

第5条から第11条につきましては、それぞれの年度における町たばこ税の経過措置及び手持ち品課税に係る経過措置を規定しております。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時5分から再開します。

休憩 10時45分
再開 11時05分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第42号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第42号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第42号についてご説明申し上げます。

議案第42号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険税条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

本改正の改正内容につきましては、大きく分けて2点ございます。1点目は、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が交付されたことに伴い、これと整合性を図るため関係する規定を整備するものであります。2点目は、国民健康保険税の税率を見直すものでございます。

改正内容の説明に入る前に、置戸町国民健康保険の状況につきましてご説明いたします。議案第42号説明資料、1ページ。平成30年度国民健康保険税所得階層別世帯分布表をご覧ください。A4縦の資料になります。

表の左から3番目の欄、本年度の所得金額の合計は、昨年に比べ約1億8,872万円減の11億4,696万円となっておりますが、所得階層で見ますと、一番下、所得1,000万円以上の世帯が12世帯減の42世帯、所得は2億5,800万円ほど減額となっており、昨年、所得1,000万円以上の方が600万円未満から900万円未満にかけての階層に移ったため、全体的に所得が下がった状況にあります。また、0円から200万円未満の世帯は、移動や後期高齢者医療に加入等により、世帯数及び被保険者数も減っている状況にあります。右側の欄、世帯割合で見ますと昨年同様、加入者の多くは低所得者層であることが分かります。

その下の表、課税基本情報の表をご覧ください。左の項目の欄、所得割課税標準、世帯数、被保険者数ともに前年より減少しております。その下の表、軽減世帯情報ですが、今回の税制改正で5割、2割軽減の拡充が図られましたが、移動や後期医療への移行により、世帯数及び加入者数は減少した状況となっております。

以上が、所得の状況と軽減の状況となりますが、本年度から国保運営は都道府県単位での運営となり、国保税につきましては、市町村それぞれ個別に分配される交付金等と合わせて、国保事業費納付金として北海道に収める形になります。国保税の算出の際、北海道から標準保険税率が示されており、これに基づき保険税の算出を行っておりますが、都道府県単位化に伴い、保険税の急激な上昇を抑えるため、国費や、本来、北海道が活用すべき交付金等を保険税圧縮のために投入されたため、試算の結果、北海道に納付する財源を確保しつつ保険税率が下がる結果となりました。

説明資料、5ページをご覧ください。A3横の所得階層別国民健康保険税額試算表となります。

左側、区分の欄、低所得者軽減世帯の下から2番目の、2割軽減世帯で2人世帯、所得が103万円の世帯では、一番右側、昨年の税額と本年度の税額の差額になりますが、3,300円の減額。普通世帯の区分、上から4番目、所得500万円、4人家族の世帯では、19,000円の減額となります。普通世帯の区分、一番下の所得800万円、6人家族の例では、今回、課税限度額を引き上げる改正がございますので、4万6,900円の増となっております。新制度移行、初年度ですので、公費投入等で保険税は圧縮されておりますが、次年度以降、激変緩和措置の段階的縮小や前期高齢者交付金等の精算による償還も予定されておりますことから、このことから保険税率は段階的に引き上がってくることは予想されますが、反面、医療費を下げる取り組みを行うことで、市町村個別に分配される交付金がより多く分配される制度となっていることから、加入者個々の取り組みにより保険税を下げることも可能となります。加入者と一緒になった医療費削減の取り組みに努めてまいりたいと思います。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明しますので、議案第42号説明資料、2ページ、平成30年度置戸町国民健康保険税条例改正をお開き願います。

表の左から、改正項目、関係条項、改正内容、適用年月日となっております。

はじめに、改正項目の1、課税限度額の改正です。国において課税限度額超過世帯の割合を全体の1.5%に段階的に近づける方針により、引き上げを行うものでございます。改正内容の1、課税限度額の引き上げの表、区分の欄をご覧ください。国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの内訳でご負担いただいておりますが、条例第2条第2項に規定する基礎課税分、医療費に対応する部分でございますが、課税限度額を現行54万円から58万円に4万円引き上げをいたします。後期高齢者支援金分、介護納付金分につきましては、今回、変更はございません。

続きまして、改正項目の2は、減額基準の改正です。減額基準の改正につきましては、低所得者に対する軽減措置を拡充するもので、昨年に引き続き5割軽減と2割軽減を拡充するものです。改正内容の2、低所得者に対する軽減措置（均等割・平等割の軽減措置）の拡充をご覧ください。①5割軽減の拡充。条例第23条第2号の規定につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保数に乘すべき金額を「27万円」から「27万5,000円」に改正。②2割軽減の拡充。条例第23条第3号につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保数に乘すべき金額を「49万円」から「50万円」に改正するものです。なお、7割軽減の所得基準につきましては、現行のとおり変更はございません。

以上は、2点が地方税法施行令等の改正によるものでございます。

続きまして、改正項目の欄、3、税率の改正でございますが、3ページをご覧ください。関係条項

の欄、第3条は右の表、税率区分の欄の所得割を。第4条は、資産割を。第5条は、均等割を。第5条の2は、平等割額を定めておりますが、所得割については、現行100分の5.10から100分の4.75に。資産割は、100分の38.80から100分の35.90に。均等割は、2万5,200円から2万4,700円に改めます。平等割についてですが、世帯の区分として、特定以外の世帯、通常の一般世帯を指しますが、特定以外の世帯と特定世帯、そして、特定継続世帯の3つの世帯区分が規定されております。

特定世帯とは、国保加入者が1人だけの世帯のうち、特定同一世帯所得者がいる世帯とされており、特定同一世帯所得者とは、後期高齢者医療制度の適用により国保資格を喪失し、その後も継続して同一世帯に属する人のことを言います。この世帯になったあと、5年間は基礎課税分と後期高齢者支援金分の平等割額が2分の1減額されます。特定継続世帯とは、特定世帯に該当して5年を経過した後の3年間、基礎課税分と後期高齢者支援金分の平等割額が4分の1減額される世帯を言います。2ページの下段に詳細を記載しておりますので、後程ご確認願います。

表の平等割、特定以外の世帯は現行2万7,000円から2万4,800円に。特定世帯は、現行1万3,500円から1万2,400円に。特定継続世帯は、現行2万250円から1万8,600円に改正します。

次に、後期高齢者支援金分ですが、所得割については、現行100分の1.65から100分の1.60に。資産割は、100分の11.50から100分の11.20に。均等割は、7,400円から7,600円に改めます。平等割については、特定以外の世帯は、現行8,400円から8,100円。特定世帯は、現行4,200円から4,050円。特定継続世帯は、現行6,300円から6,075円に改正します。介護納付金分ですが、所得割については、現行100分の1.0から100分の1.05に。資産割は、100分の7.75から100分の8.15に。均等割は、8,400円から9,900円。平等割は、7,400円から7,100円に改めます。

次の第23条の規定は、所得に応じた均等割額、平等割額の減額規定でございますが、第1号は7割軽減。次のページをご覧ください。第2号は5割軽減。第3号は2割軽減を規定しております。

3ページにお戻りください。

例といたしまして、上の表、第5条で規定する基礎課税額の均等割改正案では、2万4,700円ですので、下の表、7割軽減では1万7,290円が減額となりますので、実質負担は、7,410円となります。以下同様に、5割軽減、2割軽減を表のとおり記載しておりますので、後程ご確認をお願いいたします。

なお、別冊の議案第42号説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、後程ご参照願います。

本議案にお戻りください。

1枚めくっていただき右側のページになります。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

第2条 改正後の置戸町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

〈議案第43号 置戸町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第43号 置戸町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第43号について説明いたします。

置戸町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第25号）の一部を次のように改正する。

本条例は、介護保険法第78条による、地域密着型特別養護老人ホームの入所定員について、同条及び第115条により、事業者の指定に係る申請者の要件について定めているものです。今回の改正は、現在まで法人に限定していた申請者の要件について、看護小規模多機能型居宅介護に限り、病床を有する診療所を開設している法人以外の者についても可能とするものです。

参考までにですが、看護小規模多機能型居宅介護とは、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ提供するサービスで、退院直後の在宅生活へのスムーズな移行、がん末期等の看取り期、病状不安定期における在宅生活の継続、家族に対するレスパイトケア、相談対応による負担軽減を目的とするものです。現在、町内での実施事業所はありません。

なお、別紙の議案第43号説明資料、新旧対照表を添付しておりますので、後程ご参照ください。

第3条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

〈議案第44号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第44号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第44号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町下水道設置条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正理由を申し上げます。

特定環境保全公共下水道事業を進めるにあたり、処理区域面積、対象処理人口、施設の能力等をいつまでに達成するか、目標年度を定めた事業計画を策定し事業認可を受けております。この計画は、平成3年に策定しておりますが、社会情勢等を鑑み、これまで適宜見直しを行ってきております。直近では、平成25年に行っておりますが、そこから4年が経過し、人口減少が進んでいること。また、平成27年11月に下水道法が改正され、多発する浸水被害への対応等を新たに事業計画に盛り込む

ことが必要になったことから、昨年度、経営戦略料金改定委託業務に合わせ事業計画変更を行っております。その結果、対象処理人口が1,900人から1,800人に減少する結果となったことから変更するものであります。なお、本計画の上位計画は置戸町総合計画であり、第6次総合計画が平成31年度に策定されることから、それに習い下水道事業計画も平成31年度に再度見直しを行う予定であります。

議案第44号説明資料、新旧対照表は後程ご参照ください。

本議案を読み上げます。

第3条第2号中「1,900人」を「1,800人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

〈議案第45号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第2号）〉

○佐藤議長 次に、議案第45号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第2号）。

総務課長。

○深川総務課長 議案第45号について説明いたします。

議案第45号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第2号）

平成30年度置戸町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,718万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,022万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正については、後程、別冊の平成30年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第2号）で説明いたします。

第2表 地方債補正について説明いたしますので、3ページをお開きください。

第2表 地方債補正について説明いたします。

今回の変更は、過疎地域自立促進特別対策事業で、鹿ノ子観光センター等解体撤去工事の660万円の増額により、限度額を1億1,520万円に。境野公民館改築工事に対して、林業・木材産業構造改革事業補助金830万円が措置されたことから、限度額を2億4,670万円に減額しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

引き続き、平成30年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第2号）により説明いたします。最後の最終ページ、20ページを参照願います。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になりますが、左から2列目、前年度末現在高。中段、2. 災害復旧費。（1）補助災害復旧。29年度事業費確定により、100万円減額の610万円に。3. その他。（2）過疎対策事業債の欄

で同様に、平成29年度事業費の確定及び先程説明の事故繰越しにより2,740万円を減額し、26億265万5,000円に。最下段、合計では2,840万円減額の53億4,190万5,000円に変更いたしました。

次に、当該年度中増減見込み、起債見込額の欄をご覧ください。先程同様、3. その他。(2) 過疎対策事業債の欄は、今回の補正による増減と本表、欄外に記載のとおり、先程ご説明いたしました、事故繰越しによる29年度の繰越分2,050万円を含んだ変更で、1,880万円を追加し、4億6,670万円に。合計欄、本年度起債見込額は5億7,400万円となります。一番右の列、平成30年度末の現在高見込額。最下段、合計は54億2,141万9,000円となります。

以上で第2表 地方債補正の説明を終わります。

次に、第1表 歳入歳出予算補正について説明をいたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

(以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 11時59分
再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第45号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第45号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第2号)。

事項別明細書、12ページ、13ページ。

3. 歳出。8款土木費、1項土木管理費。下水道特別会計繰出金から。

施設整備課長。

(以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

〈議案第46号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に、議案第46号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第46号について説明をいたします。

平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,040万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第47号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 次に、議案第47号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第47号の説明をいたします。

議案第47号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億190万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第48号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 議案第48号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第48号の説明をいたします。

議案第48号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正について説明いたしますので、別冊の平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の2ページ、3ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について〉

○佐藤議長 次に、議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行をむかわ町、佐呂間町、寿都町、置戸町、新得町及びニセコ町が蘭越町に委託することに関し、次のとおり規約を定めるための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

提案理由についてご説明いたします。

戸籍に係る電子情報処理組織の更新に当たり、当該電子情報処理組織を共同利用するための事務を蘭越町に委託する規約について協議するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により準用する。同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。戸籍をデータセンターに置き、自治法に基づく事務委託により、受託町がデータの管理、執行に関する事務を取り扱うことは法務省より容認されておりますが、現在、北海道町村会情報システム協議会に加入する蘭越町を代表町とし、むかわ町、佐呂間町、寿都町が先行して共同運用を行っております。平成30年度に新たに本町と新得町、ニセコ町が加入することで規約の改正が必要となったことから、手続きを取るものでございますが、10団体で一つのサーバーを共有する予定であることから、今後、追加加入があった場合には、同様の手続きが必要となってまいります。ご審議につきましてご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで、議案第41号から議案第49号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第16 報告第8号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第16 報告第8号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 報告第8号について申し上げます。監査委員が平成30年2月28日、3月31日及び4月30日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付の通りの結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第17 請願第1号 北海道基幹農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める請願について

○佐藤議長 日程第17 請願第1号 北海道基幹農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める請願についてを議題とします。

請願に対して紹介議員から趣旨の説明を求めます。

3番 高谷勲議員。

○3番 高谷議員〔登壇〕 北海道基幹農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める請願書。請願の趣旨について説明をいたします。

政府は、昨年の通常国会において、わが国の食と農を支えてきた、主要農作物種子法（以下種子法）を、民間事業者が参入しにくい状況にあること等を理由に、当事者の都道府県や農業者の意見を十分に聞かないまま、一方的に廃案することを決めてしまいました。

これにより、本年4月1日に種子法が廃止となり、これまで都道府県が行ってきた地域条件に適合した品種の維持・開発などの取組の後退、外資系事業者の独占等による種子価格の高騰や遺伝子組み換え種子の浸透、優良種子の国外流出などが強く懸念されるところであります。

このことは、わが国の食の安全、食糧主権が脅かされることであり、農業者のみならず消費者にとっても大きな問題であります。

ついては、北海道に対し、地域の重要な共有財産である優良な種子を守り、道産種子の安定生産及び安定供給を図るための「北海道基幹農作物種子条例の制定に関する意見書」を提出するようお願いします。

提出者、北海道常呂郡置戸町字置戸46番地、置戸町農民協議会会長河野由文。

紹介議員、高谷勲。嘉藤均。

以上であります。よろしくご審議お願いいたします。

○佐藤議長 請願に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております、請願第1号については、置戸町議会会議規則第89条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 北海道基幹農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める請願については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、請願第1号 北海道基幹農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める請願についてを採決します。

請願第1号を採決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、請願第1号 北海道基幹農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める請願については、採択することに決定しました。

◎日程第18 議員定数に関する特別委員会の調査報告についての
中間報告

○佐藤議長 日程第18 議員定数に関する特別委員会の調査報告についての中間報告を行います。
委員長の報告を求めます。

8番 石井伸二議員定数に関する特別委員会委員長。

○8番 石井議員定数に関する特別委員会委員長〔登壇〕 議員定数に関する特別委員会の調査報告についての中間報告を申し上げます。

昨年6月定例会において設置された、議員定数に関する特別委員会をこれまで9回開催し、その間、議会懇談会等において、町民の声、ご意見をいただき、それを踏まえた上で、人口減による置戸町の行政規模、財政、事業の縮小は避けられず、それに伴う議会活動、議員の役割、適正な議員数について議論をしてみました。全委員の意見を聞き、意見が出尽くしたところで、まず、削減について採決を行いました。結果、全委員賛成をもって議員定数を削減することに決定しました。その後、議会構成上最低でも8人が必要との全委員の共通認識のもと、1名削減の9名とするか、2名削減の8名とするかで採決を行い、結果、3対5で、次期、改選期より議員定数を8名とすることに決定しました。

なお、次期議会運営等に支障がないように、減員に伴う委員会定数、活動等、また、処遇など、諸課題もこの特別委員会で議論し、本議会で採決してはどうかとの声があり、このまま継続調査、審議を続け、12月定例会において、申し送り事項も含めた最終報告を行い、議決することとしました。

以上、議員定数に関する特別委員会からの中間報告といたします。

○佐藤議長 これで報告済みとします。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日は、これで散会します。

散会 13時30分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長 高橋 一史が記録、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員 番

署名議員 番

平成30年第4回置戸町議会定例会（第2号）

平成30年6月19日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第42号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第43号 置戸町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第44号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第45号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第46号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第47号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第48号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について
- 日程第12 意見書案第1号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第13 意見書案第2号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた要望意見書
- 日程第14 意見書案第3号 2019年度地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第15 意見書案第4号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める要望意見書
- 日程第16 意見書案第5号 北海道基幹農作物種子条例の制定に関する要望意見書
- 日程第17 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第42号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第43号 置戸町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第 6 議案第 44号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例
 日程第 7 議案第 45号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第2号)
 日程第 8 議案第 46号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
 日程第 9 議案第 47号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
 日程第10 議案第 48号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)
 日程第11 議案第 49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について
 日程第12 意見書案第1号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
 日程第13 意見書案第2号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費
 国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消な
 ど教育予算確保・拡充と就学保障に向けた要望意見書
 日程第14 意見書案第3号 2019年度地方財政の充実・強化を求める要望意見書
 日程第15 意見書案第4号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統
 廃合を行なわないことを求める要望意見書
 日程第16 意見書案第5号 北海道基幹農作物種子条例の制定に関する要望意見書
 日程第17 議員の派遣について

○出席議員(10名)

1番	前田 篤	議員	2番	澁谷 恒 壹	議員
3番	高谷 勲	議員	4番	佐藤 勇 治	議員
5番	阿部 光 久	議員	6番	岩藤 孝 一	議員
7番	小林 満	議員	8番	石井 伸 二	議員
9番	嘉藤 均	議員	10番	佐藤 純 一	議員

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町 長	井 上 久 男	副 町 長	和 田 薫
会計管理者	渡 辺 登 美子	まちづくり推進室長	坂 森 誠 二
総務課長	深 川 正 美	総務課参与	福 手 一 久
町民生活課長	鈴 木 伸 哉	産業振興課長	栗 生 貞 幸
施設整備課長	大 戸 基 史	地域福祉センター所長	須 貝 智 晴
総務課総務係長	芳 賀 真 由 美	総務課財政係長	湊 美 保

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学校教育課長	石 森 実
社会教育課長	養 島 賢 治	森林工芸館長	五 十 嵐 勝 昭

図書館長 蓑 島 賢 治 (兼)

〈農業委員会部局〉

事務局長 深 川 正 美 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深 川 正 美 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 高 橋 一 史

臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 今 西 美 紀 子

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、1番 前田篤議員及び2番 澁谷恒壹議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

- ・意見書案第1号から第5号。
- ・議員の派遣について。

本日の説明員は、前日配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは通告しておりました、2件について町長に質問いたします。

まず、第1点は、置戸町住生活基本計画についてであります。本年3月に策定されました置戸町住生活基本計画は、人口減少と高齢化を踏まえ、町民の豊かな住生活の実現と今後の住宅施策の推進のための指針として策定されたと理解しております。策定にあたっては、住民に対する意識や意向などを把握するため、昨年8月にはアンケート調査を行い、要望の把握や課題の整備など、計画策定にあたっての事前調査も行われております。一方では、役場内部での計画策定のための協議機関として、副町長をトップとする策定委員会や、施設整備課長を部会長とする作業部会を立ち上げ協議を進めたものでありますが、計画策定そのものは民間のコンサルタント会社に委託し、平成30年度から39年度までの10年間の計画として、本町の総合的な住環境づくりの指針として策定されております。

そこで、本年3月に策定されました、この置戸町住生活基本計画に係る以下の3点について町長に伺います。

まず、第1点は、この住生活基本計画の目的と計画策定に至った背景や経緯について伺います。

第2点は、これまでの住宅政策の現状と課題について、どのように評価と検証を行って、この計画の策定にあたったかを伺います。

第3点は、この計画に基づく政策の推進に向けた今後の取り組みや方向性について伺います。

以上、3点について町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 置戸町住生活基本計画の策定に関して、3点のご質問であります。議員の方からもご紹介ありましたように、本計画の策定については、平成29年度の社会資本整備総合交付金事業を活用して、公営住宅等長寿命化計画の策定と共に外部委託業務として取りまとめをしたところがあります。この間、昨年8月には、住宅アンケート調査を全戸対象にいたしまして、町民の住宅に関する意識、また、意向などをお聞きいたしました。配付した枚数であります。1,486世帯。回収数は、769世帯。回収率にいたしますと、52%でありました。また、11月には議員協議会で中間報告をさせていただいたわけですが、そこでも議員の皆さん方からご意見を伺ったところがあります。さらに、今年5月の町の広報紙では、住宅関連助成制度の特集を組んだわけですが、この中でアンケート調査への協力のお礼と、この計画が町のホームページにアップしていることも周知したところがあります。

さて、ご質問の1点目ですが、計画策定の目的と背景についてであります。平成18年6月制定の住生活基本法に基づき、同年の9月、住生活基本計画を国が先駆けて策定をいたしましたところがあります。北海道においても、平成19年に策定しておりますが、計画ではそれぞれの自治体における地域特色や社会情勢などの課題に対して創意工夫を施し、また、住宅施策となっているわけですが、言ってみれば総合計画の住宅版と、そんなふうにも言えるかなというふうに思います。置戸町住生活基本計画は、本町の特性に応じた町民の豊かな住生活の実現、住宅施策の推進に向けて、置戸町総合計画を上位計画に位置付けしているわけですが、北海道住生活基本計画と連携を取りながら、総合的な住宅、住環境づくりの指針を担うことを目的としております。

次に、住宅政策の現状と課題についてであります。本町ではこれまで定住促進や住み慣れた住宅での安心、安全な生活を支えるための各種支援制度を積極的に進めてまいったところがあります。森と住まいの支援制度をはじめとする、住宅建設や増改築改修に対する補助金。また、資金の貸付などの支援、太陽光あるいは合併浄化槽など設備に対する支援、また、手摺や段差解消などの住宅改修の相談に対する支援などを行ってきたわけですが、いずれも幅広い生活様式への要望に沿った事業推進に努めて参ったところがあります。これらの取り組みは、一見すると個人に対する支援制度に見えますが、広い視点で見ると個々の住宅が公共性のある町の社会ストックを担っていくことにも繋がっているわけがあります。すなわち多様な住宅が用意されることにより、町の最重要課題である人口減少対策として十分に期待をできる施策としてなっているように考えているところがあります。

一方、住宅施策に対する課題については、年代やライフスタイルなどによって千差万別であるため、3つの視点から目標設定を行いました。1つ目は、居住者対応の視点であり、高齢者のいる世帯、若年世帯、熟年世帯、住宅確保要配慮者、町外からの流入世帯等に対しての住宅支援の充実であります。2つ目は、地域における住宅循環、良質な住宅ストックの実現を目指す住宅ストック対応の視点。3

つ目は、地域、まちづくりと調和する住環境対応の視点。これら3点の視点から地域産業、地産地消、まちづくり環境対策毎に課題を整理いたしました。

最後に、3点目の施策推進に向けた今後の取り組みについてであります。土地、建物を仲介する民間事業者の方が存在しない本町では、行政が主体となり住宅施策を推進していかなければならないだろうというふうに考えております。そのため、先程申し上げましたけれども、目標の実現と総合的、計画的な住宅施策の推進のため、3つの重点プロジェクトを設定いたしました。1つ目は、民間住宅における既存ストックの有効活用や老朽住宅の解消、住宅更新の推進であります。2つ目は、公的住宅、公営住宅あるいは教員住宅、そして職員住宅が公的住宅と、こう称しているわけではありますが、この公的住宅においても空き家が発生することから、従前の用途にかかわらず、定住促進や就労支援の特定目的を設定した利活用であります。3つ目は、今後増加が予想される老朽化した住宅集積地を対象に、住宅リノベーションの支援や危険住宅の除却支援、空き地活用の促進、これらを進めていく必要があります。なお、施策の実施にあたって、町民への意識啓発、民間事業者との連携を行うと共に、役場部局課の連携を深めながら、第6次の総合計画策定の中でも議論してまいりたいと考えております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 今、縷々町長の方から、この基本計画についての今後の進め方等についてご説明がありました。基本的には、これからの我が町の人口減少と高齢化対策をどうやって住環境の中から整備していくか。そして、出来るだけ急激な人口減少を少なくしていくかということの一つのまちづくりの計画であるということの説明であったと思います。また、計画の位置付けとしては、どこもそうですが、上位計画、一番上位計画になるのは、総合計画、市町村の総合計画で、その下に、ここで位置付けとして示されておりますけど、一昨年ですか、策定されました、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画も含めて、この住生活基本計画については、その下位に位置すると、いわゆる段階的に見ていけば、そこに位置するということがこの基本計画の中には謳われているわけですが、そこで今概要を説明していただきましたが、今後進める上で、基本的には今度第5次から第6次の町の総合計画の中で、細部については詰めていきたいという、そういうお話でございましたが、今段階で一番この計画のキーポイントである3点目に関してお聞きしたいと思うんですが、まず、この基本計画は、将来を見据え10年間の町の総合的な住環境づくりの指針として作られたものでありますが、町として今後どこに視点を置き、施策を推進していくのか、もしくは今あるいろいろ諸制度、さっき町長からもご説明ありましたけど、そういった住宅対策に対する諸制度についてですね、ある程度時代背景を進む中で見直し、あるいは拡充をすれば、どこに重きを置くか、その考えがあればお聞きしたいと思っております。

ちなみに、この計画書に添付されております、最後に資料が付いているわけですが、本町のその時代、その時代の社会情勢や町民の求めにより、様々な住宅支援の政策が展開してきたところでございますが、このことがこの資料によって読み取ることができます。例えば、新築住宅の支援措置としては、平成13年度から始まりました持ち家建設促進事業。現在では、先程説明がありましたとおり、森と住まいの支援補助金制度として今受け継がれ、さらには今年度から新たに中古住宅の取得支援にも拡充しております。これらの施策が平成28年度までの16年間で、実績では111件。補助金額

で1億3,600万円となっております。その他に新たな住宅の、重なるかもしれませんが、住宅の改修に対するもので、平成24年度から始めました住宅改修奨励金交付事業。これは28年度までの5年間で156件、奨励金の総額で2,766万5,000円となっております。さらには、近々では、民間賃貸住宅建設の補助金を補助金支援として、平成28年度に1,700万円、29年度には2,040万円の、これは予算ベースでございますけど、この補助を行っております。その他に、福祉関連施策としては、老人居室整備資金だとか、障がい者の居室整備貸付金制度あるいは高齢者住宅の改修奨励金制度など、幅広く支援事業を行ってききましたが、冒頭申し上げた中ですね、将来を見据えてということで、この計画自体が10年間を見据えての計画ということでございますので、5年後にまた見直すということに謳われておりますけど、当面ですね、この将来を見据えて、今後どこに重点を置いてこの住宅政策を進めていくのか。もし、ここについて一つの視点を置かれているというものがあれば、そのお考えを示していただきたいと思っております。

時代背景がそれぞれ変わっていくということでのいろんな捉え方って言いますか、補助のあり方っていうものを検討していかなければならないと思っておりますし、近年ではですね、民間賃貸住宅に対する補助っていうものを、ここ2カ年で実施したわけですけど、今後ですね、重点的に取り組んでいくとすれば、どこに視点を置くかということのお考えがあれば、町長の考えを示していただきたいと思っております。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 ちょっと風邪を引いてしまいまして、鼻水が出て答弁が非常に聞きにくかったというふうに思います。失礼いたしました。

それで、再質問にお答えをしたいというふうに思いますが、私は、この住生活基本計画というのをよくまとめてくれたというふうに思っています。もちろんプロの力も借りましたから、まとめとしては上手にまとめていただいたというふうに思っています。ただ問題は、どう進めていくかということになろうというふうに思います。

先程もちょっと申し上げましたけれども、やはり総合計画の住宅版だというふうにも申し上げましたけれども、やはり時代背景とともに、町民の方々の生活の質の変化って言いますか、これは間違いなくあると思います。とりわけ若年層の方々にしますと、やはり住宅を建てる、あるいは、どういう住宅を自分たちの住まいとして求めていくかということになりますと、本当に私どもが求めてきた時とは相当違うというふうに思います。そのことはやはり行政としても認識しておく必要があるだろうと。今までもそういう思いでやってきたつもりでありますけれども、なお一層、質の変化と言いますか、生活質がどんどん上がっていると。その現実には、やはりきちっと抑える必要があるだろうと思います。住宅政策というのは、とりもなおさず、やはり一人でも多くの方がこの置戸に住んでいただくということが最大の目的でもあります。少子高齢化がどんどん進んで人口減少の問題、これらに対する対応というのは、私は率直に申し上げて、一自治体の中では、なかなか難しいというふうに思っています。そういう意味では、日本全体が、国全体がこの少子高齢化に対して、どういう政策を打ち出していくのか。また、日本の人口が急激に減っていくという、それに対する対応として、どういう政策を打ち出していくのか。やはり国や都道府県のそうした施策と言いますか、そういうことが極めて大きな要素としてあるだろうというふうに思います。しかし、そうは言っても私ども

の足元から自分の町の人たちがどういう生活を、また住生活がどういうふうになっているのかっていうのは、極めて重要なことだというふうに思います。いろんな生活様式があるというふうに思いますけれども、やはり快適な日常生活が送れるような住宅をつくっていくというのは、極めて重要なことだろうというふうに思っています。そうした中で、公営住宅をはじめ、公的な住宅ということ建設して提供してきました。合わせて民間の業者の方々に、町が展開する住宅行政に対して、民間側から言いますか、側から支援、応援をしてもらえないのかということも相談してきました。そういう中で民間業者の人たちに、行政側から支援をして建てていただきました。今、幸いにして空き室がないような状況になっておりますから、このことは喜ばしいことだろうというふうに思います。しかし、これが5年後、10年後も空き室がないようにしていかなければならないというのは、建設業者の人たちもちろんそうでありますけれども、行政としてもそのことに対しては、やはりきちっと考えていく必要があるだろうというふうに思います。いろいろ協力していただいて建ててはいただいたんだけど、空き室がどんどん出てくるようなことがあってはいけないというふうに思っています。従って、民間企業の方々と行政と、ある種一緒になってこの町の住宅行政を考えていく必要があるだろうというふうに思っております。そうした中で、民間業者に対する支援というものもそうでしょうし、また、個人で住宅を建てるという人たち、あるいは今持っている住宅をどう改修していくのか。そして、それぞれの家庭における家族構成って言いますか、将来に家族がどういうふうになっていくのかっていうことも含めて、率直なやり取りって言いますか、そんなことをやる中で、行政としての住宅支援策を検討しながら支援策を講じていくということになっていくだろうというふうに思います。

いずれにいたしましても、時代とともに、時代の変化とともに、やはり住まいというものに対する見方と言いますか、それは大きく変わってきております。このことは、やはりこれからもそういうふうになっていくんだらうというふうに思います。そんなことも含めて、行政として考えていく必要があるだろうと。ライフスタイルの問題も申し上げました。千差万別だということも申し上げました。人それぞれによって価値観ももちろん違うわけでありますけれども、そうした中で行政が応援できること、その応援できることが住宅を、住まいとしての住宅を考えていく場合に、役立つような支援を今後とも考えていきたいと、そのように思っています。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 非常に時代の変化と言いますか、流れが速いということで、その住宅についてもですね、質の変化があるということで、それに対応するためには民間との連携をしながらもですね、今後町の住宅行政を進めていきたいという、そういうお話だったかと思えます。そこで、最初町長の方からも、この計画に関わる中身の中でですね、一点触れられてことについて、さらにちょっと深くと言いますか、イメージ的なものをお聞きしたいと思うんですが、この基本計画書の第6章の施策推進に向けた取り組みということが謳われておりますが、この中でですね、これはあくまでもこの計画書の中でも仮称として謳っておりますけど、置戸住宅ステーションの立ち上げと言いますか、そういったことを謳っております。これはまさに町長からお話あったとおり、民間と行政と一緒に連携を繋げながら、町には不動産業者もないので、何とか行政側でもそういったことを情報交換のシステム化ということで考えたいということで、この計画書にも謳われておりますが、この置戸住宅

ステーションのイメージとしてですね、どんな組織体を考えられているのか、今考えている範囲で結構でございますから教えていただきたいと思います。

多分、この計画書の中でですね、背景とするところは、今後も民間の空き家や、あるいは今現在持ち家で持っているんですけど、高齢化していくと夫婦どちらかが欠けたり、あるいは病院、あるいは施設に入った時にですね、どちらかが自分の持ち家に住めなくなるような、非常に高齢化してですね、それも難しくなっている、そんなことも将来的には考えられるという、そういった背景を含めて、この重点的な取り組みの中の置戸住宅ステーションというのを、あくまでもこれは仮称で示されておりますけど、このイメージですね、どんなものなのか、どういう組織体でこういったこの置戸住宅ステーションを立ち上げようとしているのか、今現在ですね、お考えがあれば、それについてのご説明も伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 置戸住宅ステーションという言い方がどうなのかというのは、いろいろあろうかというふうに思います。ただ、今も私どもがやっている空き家バンクだとか、それから住宅を将来にわたってどうしていくのかっていう、個人の方が考えた時に、一番望ましいことは、もちろん新築でできれば一番いいことなんでしょうけども、それとてもなかなか難しいということになると、中古住宅を求めるということになるだろうと思います。求めた後に、そのまんま入れるというものも、もちろんあるでしょうけれども、やはり一定程度改修しなければならぬと。それと、先程来申し上げましたように、家族構成によっては、その改修も大幅にやらなければならないだとかいろんな要素が入ってくると思います。問題は、そういう時に、そういう立場に立って、相談をして、相談に乗ってあげることができる形と言いましょうか、そういう窓口を考えていく必要があるだろうと思います。

先程もちょっと触れましたけれども、民間企業と言いましょうか、民間にそうしたものがあるとすれば、もちろん住宅建設にあたっての相談から始まるわけでありましてけれども、残念ながら民間サイドにそういう置戸の中にはありません。従って、行政がその役割を担っていく必要があるだろうというふうに申し上げました。申し上げましたけれども、望ましいのは先程来申し上げておりますように、置戸の中でも民間事業者の方がアパートのような形でつくってくれましたから、本当はそういう方々が住宅の相談業務と言いましょうか、そういうことも担っていただけるような形になっていけば、本当は望ましいんだらうというふうに思ってますけれども、なかなかこれは人の問題もありますし、技術的な、または知識としての要素が当然加味されなければなりませんから、なかなか難しいと思います。当面はやはり行政がその役割を担っていく必要があるだろうというふうに思います。そういうふうに考えますと、行政の中でも人の問題がやはり出てくるだろうというふうに思います。ただ、住宅建設の問題だけで職員の数を充足させていく、増やしていくっていうことは、なかなかこれも難しいことでもあります。しかし、先程触れましたけれども、やはり置戸の町で非常に住みよい環境の下で生活をしていただくということを考えますと、思い切ったそういうことも考える必要があるのかなというふうに思ってます。そのことを住宅ステーションと、仮称ということになっておりますけれども、こういうものをこの町の中に展開できればなという思いで謳ったところでもあります。決して計画のための計画ではありませんので、実現するように行政としても努力していきたいと、そのように思っています。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 こういった仕組み作りについては、計画のための計画ではなくて、現実としてつくっていきたいという、そういうお話でございました。町内に相談する、住宅に対する相談する民間の事業者がないということが大きな我が町の欠点と言いますか、そういったところからやらざるを得ないというか、そういうことが行政もそこに首を突っ込んでいかなければならないということでの一つの施策だというふうに理解します。この計画の中ではですね、体制の整備ということで平成31年度から、これはあくまでも計画の考え方なんですけど、この体制の整備を図りたいということで載っておりますけど、現実的に31年度と言いますと、来年度からということになるんですが、役場の職員が中にですね、果たしてそういった住宅に対する知識と言いますか、そういったものを持っている方がいるかどうかは別として、現実的に来年度からですね、この体制整備の中で進めていけるのかどうか、その辺の判断はいかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 住宅ステーションという、この考え方を実現していくには、OBの方って言いましょうか、そういう人たちも活用するという方法はあると思います。特にですね、高齢社会を迎えている、また、障がいを持っている方々が、本当にこの置戸の中で、また、置戸にある建物の中で生活できる、そういうようなことを本当に障がい者の方、また、高齢者の方の立場に立って相談に応じられるような体制でなければ、本当の意味での住宅ステーションなんていうものは、でき得ないだろうというふうに思います。3年になりましょうか、そんなことも含めて技術力のある、また、知識力のある職員を採用したわけでありましてけれども、その他にOBの人たちもいらっしゃいますので、そういう人たちの力も借りて、このステーションを実現するために考えていければなど、そのように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 総力戦って言いますか、現役もOBも力を合わせて、この相談窓口の開設に向かっていきたいという、そういう話でしたので、それを受け止めて期待したいと思います。

この問題については最後になりますけど、町長も最初の時に触れられましたけど、土地の問題に若干触れられたと思います。この計画の上位計画に置戸町まち・ひと・しごと創生計画と連動するわけなんですけど、この28年の3月に策定されました、まち・ひと・しごと創生計画の中でもですね、定住誘導の推進のためということで、今現在も自主的に進めているんですけど、空き家住宅の解消だとか、空き家バンクの整備だとか、あるいは登録制度だとか、そういったことが、まち・ひと・しごと創生計画の中に謳われてますけど、ただですね、この中で1点、創生計画で謳っていた中で、土地の購入費助成事業っていうのが今のと僕感ずる限りですね、具体的に土地に対する土地取得に対する支援措置はないんでないかというふうに判断しているところです。今後ですね、今の住宅政策をですね、いろんな段階で見直しなり拡充していく段階があると思うんですが、これは私の個人的な提案と言いますか、意見としてぜひ、事後の制度改正あるいは拡充措置を図る時にですね、ぜひ土地の問題ですね、土地取得の問題について一緒に行政側も考えていただきたいと思うんです。と言うのは、住宅を建てるということは必ずですね、土地を持っている方はそこに建てることになるんですが、土地のない方は建てようと思っても、やっぱり土地をどこに求めるか、どのようなとこに土地と言いますか、

条件として建てるかっていう、そこが一つの起点になると思うわけですね。そんなことを考えますと、それほど置戸町の地価が高いわけではないと思うんですが、ぜひ、住宅を建てる時にですね、今、上下分離方式って言いますか、上の方は住宅については、町の方でいろんな支援措置あるんですけど、下の土地については今、支援措置ございませんので、ぜひですね、事後の制度改正にあたっては、この上下分離ではなくて、上下一体の支援措置としてですね、土地も含めた支援制度を一つのパッケージとして考えてみてはいかがかと思っております。ぜひ、これには町有地の宅地の分譲促進という側面もあると思います。若松の第6団地の跡地、今まだ残っておりますし、境野の銀河線跡地も3区画っていうふうに聞いてますけど残っているという、そんなことでそういった住宅と土地とセットの中でですね、ぜひこの支援制度を今後考えていただければと思いますが、もしその制度について考えが違ふということであれば、またお話を伺いたいと思うんですが、最後になりますけど、この土地の問題についてご意見がありましたら伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 まち・ひと・しごと総合戦略を立てた時に、私どもとしても、今、佐藤議員がおっしゃられた住宅とセットでというような考え方もなかったわけではありません。ただ、議員もご承知のように、置戸における土地の取得価格と言いましょか、住宅に対する支援を、どうでしょうか、家族、子供さん1人いたら50万円とか、森林認証材使ったら50万円とか、普通の家を建てる時に、一般的な家族がいる時に、大体200万円ぐらいなお金の支援はあるんでしょうね。それから考えますと、この土地の取得というものをですね、どうでしょうか、それほど負担になるっていうか、支援をしてもあまり喜んでももらえないんじゃないかっていう感じはちょっと受けるんですよ。それだけ住宅建設に当たっての支援が厚いって言えば厚いですし、いろいろ検討はしたいというふうに思ってますが、どうでしょうか。中心市街地は別ですけども、そこから離れたところで申し上げるならば、それほど土地の取得に対しての負担感って言いましょか、あまりないんじゃないかっていうふうに感じているところであります。もちろん住宅に対する住宅建設にあたっての支援と、また土地取得に対する支援と合わせて支援してくれれば、個人って言いましょか、住宅を建てる人にすれば、負担というものが減るわけでありますから、喜ばしいことではあるんでしょうけれども、もう一つ何か建物と土地と合わせての支援と言ったら、何となく聞こえはいいんだけども、現実の問題としては、どうなのかなというふうにも感ずるところであります。

いずれにいたしましても、土地があつて、先程来お話がありました場所の町有地も売りに出したいと言いましょか、そういうような考え方ももちろん持ってますが、大体50万円とかそういうような取得価格でありますから、それほど住宅を建てようという人に対する、心を揺さぶるようなものにはならないんじゃないかなという感じがいたします。いずれにいたしましても、いろんな人たちのご意見いただきながら考えていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 今後の検討課題としていろいろ踏まえて、それから住宅を求める方の意見も聞きながらですね、ぜひこの辺については検討していただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

ワカサギ孵化放流施設の被害状況と今後の事業展開についてでございますが、今年3月の季節外れ

の降雨と、それに伴う融雪によりワカサギ孵化放流施設に多大な被害が生じたことが、4月の臨時町議会後の協議会で町の方から報告されました。写真でその被害状況を見せてもらい説明を受けたわけですが、施設の無残な姿と言いますか、自然の脅威と言うか、それがまざまざと写真に載っております。この施設につきましては、平成28年10月にも水に浸かり、内部の孵化盆や備えてありました器具類に被害が生じ、翌29年に改修、修復したばかりで、これから孵化事業にさらに再開しようという、そういった矢先の被害でありました。写真で見る限りにおいては、到底あの施設をですね、再開は到底不可能な壊滅的な状況だなという、そういった想像をいたしたところでございます。このような被害状況の現状を見た時、再度あの施設を復旧させるのか、あるいは別の場所の移転させて孵化施設を再開させるのか、あるいは孵化事業そのものを断念するか否か、現時点での町長のお考えを伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ワカサギ放流施設の被害状況と今後の事業展開についてであります。本年4月8日に孵化作業準備のため、道道から施設までの除雪作業を行った際に、施設の被災が確認されたということであります。

この被害状況であります。写真でいろいろと説明を申し上げてきましたので、ご承知だというふうに思いますが、土手を越水して流されてきた大水、それから氷の塊と言いましょか、氷塊によって入口のこの庇と言いましょか、軒の部分、また、内壁、外壁のほかに窓枠なども押し流され破損したというような状況であります。また、入り口のドアあるいは窓を突き破って流入した氷の塊であります。1メートル60センチほどの高さまで、その氷の塊が堆積したというようなこともあって、この孵化施設内あるいは建物の周辺を埋め尽くすというような非常に大きな被害を受けたところでもあります。

この孵化放流施設は、平成28年8月の台風によりまして建物が2メートル以上浸水をいたしまして、土砂の堆積あるいは発電機などに被害を受けまして、昨年秋に復旧工事を終えたばかりというようなことでもあります。被害額の詳細などは、これから調査を行っている最中ではありますが、孵化事業については、2年続けて実施できない、そうした状況になっているわけでもあります。

被災のこの原因でありますけれども、今、申し上げましたけれども、本年3月8日から9日にかけて時期外れの大雨ということになりました。置戸市街では64ミリ、また、境野のアメダスで52ミリ、鹿ノ子ダムでも78ミリの降雨を記録しておりまして、雨による増水と融雪、それから先程申し上げているような氷の塊によるものというふうに思われます。ほかにも、置戸町内では豊住の愛の川あるいは川南の第3の川においても、流された雪が詰まって越水をする、そういうようなことでの被害がいろいろ言われております。隣接するような畑あるいはD型ハウスに被害が発生したということでもあります。

そこで、今後の孵化事業についてでありますけれども、施設については今申し上げましたように、かなり大きな被害でありますけれども、復旧する場合には、建物の共済保険に入っているわけですが、この共済保険で財源対策は可能であるというふうに思われます。しかし、この2回の被害を受けまして、仮に建物を復旧したとしても、常呂川の線形というものが建物に近くなったことや、また、土砂の堆積によって川底が以前より高くなってきております関係からも、現在地での復旧は今後

も同様の被害発生が非常に懸念するところであります。ワカサギの孵化については、以前ご質問いただいておりますが、ビン式の孵化器、これを使用する方法があるわけでありまして。近隣では、西網走の漁協で使用しております、私どもの担当職員が一度視察しております。孵化自体、孵化器自体は、100万円程度ということでありまして、それぐらいのことで購入はできるんだろうというふうに思っておりますが、建物あるいは取水の設備、また、水の浄化設備、さらに孵化水路の確保、こうしたものを考えますと、また、停電時の非常電源機器設備、こうしたものを確保していくということも合わせて考えなければなりませんので、そうした設置場所も含めてでありますけれども、それにはやはり十分な検討が必要であるというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、結論を出すにはもう少し時間が必要と考えておりますので、その点ご理解をいただきたいと、このように思います。私どもの先輩の方々、二度あることは三度あると。二度そういうような被災を受けたことは、きちっと反省しながら、検証しながら次のものに取り組みというふうに言われております。そのとおりだと思います。そうした意味でも十分な検討をして今後の対応を考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 現実的には、これから詳細の調査を行って、被害額だとか、あるいは保険の関係だとか、いろいろ相当時間がかかるということで、現実的にはそうだと思います。私もこの写真を見て、その後ですね、一般質問をするということで現場の方まで足を運ぼうかなと思って車で入口まで行ったんですけど、遮断されてまして勝手に入ることはできないということだと思っております。徒歩で行けば行けないことではなかったんですけど、あのような熊の出そうな、そんなところで一人ですね、状況を観察に行くっていうのもちょっと躊躇したので状況を聞きました。大よそ4月の町からの説明があったとおり、今後は十分調査をしてからですね、どのような判断をするのか。いずれにしろ、私もあそこに関わったことがあるんですけど、あの場所では、この事業を続けるっていうことは到底難しいかなという、そういう判断もしていますし、孵化事業そのものが道内的にもですね、淡水湖でやっておりますので若干時間はかかるかもしれませんが、鹿ノ子ダム湖の一つの冬の売りだと思っておりますし、釣り客が年間どれぐらい来るのか、そこまで聞いておりませんが、いずれにしろ、あそこの湖のワカサギっていうのは、非常に臭いもしなくて水が綺麗なだけ非常に食べても美味しいって言うか、そういう癖のない魚だということを知っております。今後ですね、再開に向けてどうするかっていうことは、これからの判断ということでございますけど、もし再開するとなれば、極力費用の掛からない、ランニングコストの掛からない、また、流されて同じような思いがなんないような周到な準備って言いますか、計画って言いますか、そういったことを立ててですね、再開するのであれば、そちらの方に向かっていただきたいと、そういう思いでございます。これに携わった職員の方も被害状況を見てですね、本当になんて言うのか、これから出発しようという時に大きなダメージを受けたと思うんですね。ですが、一応ですね、一つのワカサギ釣りも置戸の冬場の野外のレジャーって言いますか、レクリエーションの一つでありますので、今後ですね、十分な調査をしていただいて、再開に向けて出来るだけ費用の掛からない方法を検討していただければと思っております。私の意見は以上でございます。あればお願いします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 特段あるわけでありませんが、議員もあれをつくる時に少なからず関わりあったということでもありますから、一言だけ申し上げたいと思います。幸いにしてワカサギを釣るといふ人たちにとっては、非常に興味を持っていると言いましょか、期待をしているといふのはよく分かります。よく分かりますけれども、それは非常にありがたいことですし、また置戸に対するイメージと言いましょか、緑と清流の町というそのものがあそこで具現化されているといふことも言えるのかもしれませんが。そうしたことは、可能な限り継続してやれるような方向を考えたいなといふふうには思っています。しかし、今の施設のところは、先程申し上げましたけれども、多分あの現場に行くと、少なくともここでは無理だといふふうには結論を出さざるを得ないと思います。従いまして、別なところでということになりますと、先程来、保険で可能だといふふうには申し上げましたけれども、その保険も万度に出たとしても1,000万円くらいなものですから、実際に施設、どういふ施設をつくるかによりますけれども、少なくとも3,000万円、4,000万円という形になるだろうと思います。そうしますと、決して議員がおっしゃられるように、出来るだけお金を掛けないよといふことと、実際に掛かるといふ、この建設費をどう考えていくのかにもあるだろうと思います。そんなことを含めて総合的に検討したいなといふふうには思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは、私の質問は以上で終わります。

○佐藤議長 しばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩 10時33分
再開 10時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 通告に従いまして、町長に一般質問を行いたいと思います。

通告の内容なんですが、先程一般質問を行いました佐藤議員と重なる部分あるいは、ほぼ同ような内容といふような質問の部分もあるかと思ひます。その辺りは町長の方でお計らい願って簡単に答弁いただいても全然構いませんので、お願いしたいと思ひます。

佐藤議員の方から質問がありました、基本的には置戸町住生活基本計画及びそれに基づいての置戸町公営住宅等長寿命化計画の改定についての質問でございます。この基本になります住生活基本計画については、先程佐藤議員の方でたくさん質問されました。その中でも町長の方から細かく答弁ありました。それで大体は理解したんですが、ただ、基本的に29年度予算で、この2本の計画を策定したと思ひます。3月に完成したと。当初予算が、住生活基本計画の450万円。公営住宅長寿命化計画が350万円の予算を見て、実際にどの金額如何ほどで委託になったのかといふことは、ちょっと今僕の方では把握していませんが、3月に策定されて、5月にホームページアップされたんでしょか。先程来、町長答弁されているように、今後の置戸の少子高齢化を迎えるまちづくりの住環境における大事な計画であるといふような答弁ありましたけれども、そういう計画であれば、この冊子2

冊が出来た段階で、最低でも議員の中に配付ぐらいはしていただきたかったかと、そうと思いますが、まずその辺り町長に苦言と言いますか、お願いと言いますか、その辺り言っておきたいと思います。ほかのいろんな社会教育ですとか他の計画できた段階では、必ず議員の方に冊子になった物を成果品として配られると思うんですが、これに関しては全くありませんでした。それは本当に残念でならないんですが、その辺りのことも後で加えて答弁願いたいと思います。

それでは、通告の内容を質問いたします。

置戸町では、本年3月策定の「置戸町住生活基本計画」を基に「置戸町公営住宅等長寿命化計画」を改定し、本年度より平成39年度までの10年間の少子高齢化を迎えた置戸町の住宅施策を推進することを目的に事業を展開するとのことであります。そこで具体的な進め方、特に「置戸町公営住宅等長寿命化計画」における公営住宅、特にですけど、まちなか団地等の今後の建設計画あるいは改修計画についてお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 最初に、冊子の関係でいろんな手段を通して議員はご覧になっているというふうに思いますけれども、冊子が必要だということであれば、ちょっと事業としては終わっておりますのであれですけども、何とか議員の皆さんに配れるような状況が多分つくれると思いますので、そういうふうに考えていきたいと思います。

そこで、議員の方から、住まいと生活環境に関する2つの計画の推進についてということでお答えをしていきたいというふうに思いますが、先程、佐藤議員にもいろいろ答弁させていただきました。その部分は除きまして、特に公営住宅の建設あるいは改修の計画について、そのところを中心にしてお答えしたいと思います。

議員もご承知のように、平成24年2月に策定をいたしました置戸町公営住宅等長寿命化計画によりまして、まちなか団地等の計画的な建て替え、あるいは改修を行ってきたところであります。しかし、町民ニーズの高まり、あるいは需要に的確に対応するために置戸町住生活基本計画の一部として世帯数の減少あるいは少子高齢化の課題に対応した目標、また必要な事業などの見直しを今回行ったわけであります。

公営住宅を活用するための需要手法には、計画修繕あるいは個別の改善、全面的な改善、さらには、建て替えということがあるわけではありますが、現存する16団地、190戸に対して、それぞれ判定をしたところであります。その結果、計画修繕の対応が32戸、個別改善が130戸、建て替え事業のうち建設が2棟4戸、用途廃止を10棟2戸、建て替え事業のうち建設が2棟4戸、さらに用途廃止を10棟28戸の予定として現在の管理戸数190戸を約165戸までに住宅ストックを整理するように計画をしたところであります。

具体的に申し上げますと、個別改善事業では、外壁また屋根などの外装の長寿命化を図るものでありますが、単身者向け住宅を含めまして、130戸を予定しております。平成30年度は、川向団地5棟10戸の改修工事を行います。また、第9団地、若木でありますけれども、この第9団地は、町中に近く人気が高い住宅でありますので、高齢者向け世帯住宅として、バリアフリー化を進めたいと考えております。

次に、用途廃止を予定している住宅ではありますが、第7団地、若松であります。用途廃止を予定し

ているところです。4棟16戸。第8団地、拓殖でありますが、5棟10戸。勝山団地、1棟2戸としておりまして、第7団地は平成31年度で除却、いわゆる廃止って言いましょうか、解体の予定であります。しかしながら、現在入居している方がいらっしゃいますので、すぐに用途廃止はできませんので状況を見ながら無理のないように進めていきたいというふうに思います。なお、拓殖団地につきましては、政策的な空き家として本年4月から入居者募集を停止しております。廃止後の住宅につきましては、町有住宅として利活用を検討していきたいというふうに思っております。

次に、まちなか団地であります。現計画では、平成31年度、平成32年度において、各1棟2戸の建設を中堅所得者のファミリー向けとしましょうか、地域優良賃貸住宅の3LDKを予定しております。しかしながら、公営住宅等の空き具合、今月に入っていろいろ調査しましたけれども、空き住宅になっているのが、公営住宅で9戸。単身者住宅で6戸。町有住宅で9戸の空き住宅になっている状況です。また、民間賃貸住宅の供給状況、さらに先程申し上げました地域優良賃貸住宅、地優良賃貸住宅と、こう言っているんですが、この住宅は高額家賃が想定されることから慎重な判断が必要であろうというふうに思っております。

本計画に盛り込んだ地優良住宅の需要というものは、時々聞かされるわけですが、今申し上げたようなこと、そして、今後においてもニーズの調査を継続して、先程申し上げた点も含めまして、31年度に向けて交付金等の事業要望の関係もありますので、本年中に判断をしていきたいと、このように思っております。ぜひお願いしたいというような声もないわけではありませんけれども、家賃の問題等含めて、建てたはいいけど入居していただく方がいらっしゃらないということになっても困りますので、慎重な検討をしていきたいと、このように思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、町長の方から答弁いただきました。この置戸町住生活基本計画、それから長寿命化計画も同じなんです。置戸町人口ビジョンというものを使っての計画、それが基本になっていると思います。今年3月30日ですね、厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所というところが、2045年の全国の町村の人口の推計を発表いたしました。その中で、置戸町の人口は、27年後、2045年には、減少率55.9%で、人口が1,364人になるというような新聞報道、新聞に掲載されておりました。どちらが正しいのかっていうことは、ちょっと難しいんでしょうけれども、この置戸町人口ビジョンでいくと、この計画の中には、22年後であります。平成52年に2,300人というような計画で策定されております。これは、かなり乖離があるのかなというような気がいたします。この乖離がある中で、どちらを信じてこの計画を推進していったらいいのかというのが、ちょっと疑問なところがあるんですが、いずれにしても減るということは間違いがないということで、今回、この13日を締め切りに公営住宅の募集をしておりました。ホームページ上にアップされてましたが、町営住宅が9戸、それから単身者住宅が6戸の空きがありますよというようなことでの公募だったというふうにネットでは出ておりました。担当課に聞いてみますと、現実的に13日で締め切った時点では、応募は全くなかったというような状況だということです。現時点でも人口3,000人を切ったという状況の中で、公営住宅に入る人っていうのは希望が少ないのかなっていう、それは入る前提でハードルがあるので、なかなか高所得者、収入の制限があっても入れない方もいてとかっていう、いろんな理由があるんでしょうけれども、今後の置戸町の人口の推計を考えた時に、

この公営住宅の長寿命化計画について、今回出来た冊子をまだ詳しくはつきり中見てませんが、この前提である人口ビジョンがもう既に崩れている段階で、ちょっとこの通り進めていっていいのかなという不安があります。その辺り、町長この冊子の中、本当に信頼性があるのかどうなのか、信用していいのかっていう、ある程度の期間で見直しということは当然あるんでしょうけれども、その辺り町長どうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 それぞれの町の人口推計にあたっては、考え方として2つあると思うんです。一つは、やはり現実直視って言いましょうかね、そういう中で単純に計算していくと、こういう人口になりますよという見方と、それから、そういう減少する状況があるのは、はっきりしているんだから、いろんな政策を展開することによって、その速度を弱める、従って単純計算では、これだけ減るんだけれども、いろんな政策を展開することによって、それを同化することが可能じゃないかという、もう一つの考え方としてそういうものがあると思います。まさに、行政がいろんな形で事業展開をするには、後段の部分が大きく期待しているわけでありまして。しかし、国の方の国立研究所あたりが明らかにしている数値っていうのは、一番現実の問題に近い数字だというふうに思います。そのことは私どもとして十分押さえていく必要があるだろうと思います。従いまして、いろんな総合計画もそうありますけれども、事業をどういうふうに展開していくのかっていうことは、やはりその辺のことを頭に置きながら、政策の展開をしていく必要があるだろうと、こういうふうに思います。特に住宅の問題になりますと、住んでいただかなければならないということが当然あるわけでありまして、ただ、住んでいただくという中には、より新しい住宅と言いましょか、そういう住宅に住みたいという希望があるけれども、なかなか入れないという人もいると思います。

それと、そうですね、30年前の公営住宅と今の公営住宅と相当変わっていると思います。変わっているというのは、先程来申し上げてきておりますけれども、生活様式が非常に変化する中で、より生活のレベルって言いましょうか、そういうものが上がっている、そういう声に応えるような建設をされているというふうに思ってますが、それはこれからもやはりあるんだろうと思います。しかし、何回も申し上げますけれども、建てたはいいけれども入居してくれる人がいないということになりますと、これは無駄なお金を使ってしまったということになりますので、その辺はまさに需要と供給みたいなことになりますけれども、十分調査をしながらこの計画の実施に向けて考えていく必要があるだろうと、こういうふうに思います。地優賃住宅もその一つになろうかというふうに思いますが、その辺異論のないようにやっていかなければならないだろうなというふうに思ってます。

それと、今現実的に申し上げるならば、公営住宅で9戸の募集をしている。また、単身者住宅で6戸の募集をしている。さらには、町有住宅と言われる部分も、2戸は取り壊す予定になっておりますけれども、やはり9戸はまだ入れるというような住宅でもありますから、そうした空き家になっている部分も含めて、それと需要がどの程度あるのかっていうことも含めて、その辺照らし合わせながら考えていきたいなと、そのように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、町長の方から、いろんな需要があるのか、そういったものをいろいろ調査しながら建築あるいは改修ですとか、そういうものを進めていくというようなことであり

ました。先程、佐藤議員の方からの質問の中でも出ておりましたが、この町営住宅の戸数ですね、町が持っている町営住宅の維持管理あるいはそれに入る、入れない、あるいは入りたい人がいるとか、そういうこともそういったマッチングをさせるという意味で、先程、置戸住宅ステーションという言葉出てきましたけども、そういったところが、この公営住宅も含めてマッチングを担っていくと、そういうことが必要ではないかなというふうに思いますが、それとて町長、今回ですね、冊子をもらいに行くのに施設整備課に伺ったんです。町営住宅のことを聞くのは、窓口ですよ。窓口は今、総務課なんですよ。そういうことを考えますと、この置戸住宅ステーション、例えば、経験のあるOBですとか担当の職員、知識のあるってというようなお話がありました。そういう人たちを中心にこのステーションをつくっていきたくて、ということになると、この窓口っていうのが基本的にどこになるのかなというふうに今、クエスチョンマークが付いています。どこが一番住民にとって利便性が高くなるのかなというふうに思いますが、その辺り町長、この置戸住宅ステーション、仮称ですけども、そういったことをこの中でも、公営住宅の件も精査しながら、また、それをそうするとすれば、どの担当課になるのか、その辺り今お考えがあればお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程も申し上げておりますけれども、総合計画の住宅版だと、こういうふうに申し上げましたけれども、本当に住まいというか、住宅というよりも日常生活をどういう形で送っていくのかっていう大きな視点で考えますと、公営住宅だとか町有住宅だとか、そういうところに入っている方の他に、もちろん個人が自分の住宅として持っていて、そこで生活しているんだけど、非常にもう、30年、40年、50年経ってきて非常に寒いと。従って、自分の家なんだけれどもそれを捨てて、できれば公営住宅のようなところにも入れてほしいっていう、これは現実の声としてもあるわけです。しかし、申し上げる必要ありませんけれども、そう簡単にそうすかかっていうことで公営住宅の方に入居してもらおうということが簡単でないというのは、議員もご承知のことだと思います。しかし、現実的にはそういう問題を抱えているということでもあります。従って、住宅ステーションなるものが、仮につくるとすれば、私は総務課でも構わないというふうに思いますし、施設整備課に置いても構わないと思っています。しかし、どちらかというところフットワークが良くて、御用聞きという言い方は適当ではありませんけれども、それぐらいフットワークの良い中で、この住宅の問題に対して悩んでいる人たちがたくさんいると思うんですが、そういう人たちにも相談に乗ってあげられるようなステーションにならなかつたら、これはあまり意味がないだろうなというふうに思っています。

今、総務課に置くのか、施設整備課に置くのかっていうのは、まだ結論出しておりませんが、置くとすれば、どういう形で置くのか、必ずしも今の申し上げた2つの課に、どちらかに置くことがいいのか、全く別に考えた方がいいのか、いろいろ内部的にまた検討したいなというふうに思います。ただ、言葉はステーションということでもいいんですけども、実際にやはり動くステーションでないと駄目だって言いましょか、そういうものでないとあまり意味のなさないということにもなりますので、その辺りつくるとすれば、どのような活動、行動をするのかということも含めて内部で検討したいと、このように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 この町営住宅長寿命化計画では、先程町長答弁ありました平成39

年、最終年ですけれども、この時には合計で165戸の町営住宅を保持すると言いますか、町で管理するというような状況を計画しているということでした。その時に人口がどのような状況になっているのか、あるいは民間の賃貸住宅ですね。今、23戸ですか、町で助成して民間でアパート経営されています。それが10年後どうなっているのか、入居の状況が。あるいは今戸建てを持っている方で中古住宅として売却したとかっていうことがどのような状況になるのか、ちょっと検討はまだ10年後のことになるとはっきりしませんけれども、やはりその辺り住宅ステーションですか、その専門家あるいは住民の意見をしっかりと聞く、そういった部署でしっかりやっていただきたいというふうに思いますが、一つだけ例なんです、前にも言ったかもしれませんが、この計画の中でも出てきます空き家バンクを利用してとかっていうふうに出てきますが、訓子府町のホームページを見ると、本当に写真と金額まで載せて空き家バンクが本当に活用されているというふうになってます。売却された時点で、売却済みというふうなことになってます。きっと行政がやっていることです。ですから間に入ってお金を取るだとか、そんなことは一切していませんけれども、置戸は登録制になっていて、なかなか一般の人が置戸町内で登録されている住宅を見ようというのは、不便な状況になっています。これは簡単にもう解決できるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺りも含めて、この計画策定を進めていく中でやっていって欲しいなというふうにも思います。

それからですね、長くなると同僚議員から怒られそうなのでそろそろ終わりにしたいとも思いますが、先程の新聞報道で人口推計が出ていたという中で、オホーツク管内で人口が半分になるのが、滝上、津別、佐呂間、雄武、そして置戸町だという、この5町だというふうにはっきりと記載されておりました。各町でいろんなことやっているんだと思います。置戸もやっていますけれども、子育て支援あるいは定住対策あるいは住宅所得に対する補助、あとは子供の医療費の無償化ですとか、様々なことをやって、少子高齢化を迎える中での人口減少に歯止めをかけようというような努力をしていると思います。しかし、これはいかんせん、全国的な問題で人口減少というのは止められない、歯止めをかけられないというような状況だということも分かるんですが、何とかですね、町長にはこの計画を基本にして、10年間という計画ですけれども、ここに10年以上、20年も30年も我々は住み続けなければいけないわけですから、しっかりとこの計画を基本にして、この人口減少に歯止めがかかるように町長には邁進していただきたいなと、そのように思います。町長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 人口の問題は、なかなか難しい、予測が立てにくい、非常にそういうものだというふうに思います。しかし、この町にいて本当に良かったなっていうか、そういう思いが持っていたかどうかだというふうに思います。それと同時に、私は前から申し上げておりますけれども、やはり置戸の町民になったら、いろんなものをサービスとして受けるんだけれども、またそれとは別に、町のために一町民として働くんだと、行動するんだということ、やはり私は期待したいと思っています。サービスするからその分を返してくれという、そんなふうには思うわけではありませんけれども、町をつくるというのはそういうことだと思っています。ですから、置戸に来て、置戸の町民になるということは、置戸のためにやはり自分も頑張るんだと、そういう人だというふうに私は期待したいと思っています。しかし、きれいごとだけでは人口対策にはなりませんから、いろんな総合政策として打ち出さなければならぬというふうに思っています。5月の町の広報に特集を組んで、住宅建

設に当たって、あるいは自らの保有している住宅の改修に当たってこんなことを、あるいはこんな内容で応援して下さるよということで非常に分かりやすくコンパクトにまとめてくれたというふうに思っていますが、しかし、どれぐらいの人が読んでくれているかっていう、その心配もしているんですよ。行政は実は、これ下手くそですよ。これだけ苦労して作っているんだけど、この内容がどれだけ町民の人たちの目に触れているのかなど。多分、住宅を民間企業の人たちが住宅を建てようと思っている人だとか、あるいは改修をしようとしている人だとか、そういう人たちにとっては、非常にインパクトのあるチラシと言いましょかね、そういうものが新聞に折り込んできていると思います。そういう予定もないんだけど、そういうのはちょっと開いてみたりするんですが、なかなか広報っていうのは、全部正しいことばかり書いているからなおさらなのかもしれないけど、あまり一生懸命目を通してくれないんでないのかと。だから、広報は広報としていいんだけど、住宅のいろんな支援制度がこんなにもあるんだということは、やっぱり別な形で置戸町民だけじゃなくて他の人たちも目に留まるような、そういうことも考えていく必要があるんだろうなというふうに思います。そのことが結果として、置戸に家を建てようじゃないかということにも繋がっていくのかもしれないけど、それにはやはりいろんな住宅の支援制度ももちろんでありますけれども、家を建てたい、あるいは直したい、そういう人たちに議員からお話があったように、心から相談に乗ってやれるような、そういうことの窓口って言いましょかね、そういうものも必要であろうなというふうに思います。10年経ったら今の状況とまた違ってくるというふうに私は思ってますけれども、しかし、そういう時代の動きと同時にいろんな支援策もそうでありますけれども、対応を考える必要があるだろうと。そのための住宅ステーションだろうと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長の方から答弁いただきました。先程も言いましたけれども、27年後、置戸町の人口が1,364人と推計されております。もうこの数字見ただけで、ざわっとするとか、寒気がするとか、本当に悲しくなるような数字ですけれども、何とかですね、この計画を基本にして、10年経つとまた見直すということになるのかもしれないけれども、この1,364人を極力裏切るような形で行政運営をしていただきたいと、そんなふうをお願いを申し上げて僕の一般質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から

◎日程第 11 議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてまで

————— 9件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3 議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から日程第11 議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてまでの9件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 昨日、担当課長から詳しく説明がありましたけども、大変膨大、一部の改正ということですけども、膨大な量でありまして、これを町民にどのように周知するのかをお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 税条例の改正、個々の大きな所得税等に絡める確定申告や何かに大きな項目、例えば、基礎控除があるですとか、給与所得控除、それから年金所得控除の控除額が引き上がるですとか、そういった部分の本当にごく大きな部分ですね、大きな部分の周知につきましては当然、確定申告時期になりますと、住民税の申告時期になりますと、その都度いろんな冊子や何かが出てきますので、恐らくそのようなポスターですとか、そういうところで町民の方は多く目にさせていただけるのかなとは思いますが、本当にごくごく細かな改正につきましては当然、周知しきれないと思います。その部分につきましては、照会がありましたらですね、担当の方で丁寧にお答えしようと思っておりますので、逆に分からないことがあれば、気軽に窓口の方に来ていただきたいというふうに思っております。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 大項目というか大きな部分でいいと思うんですけども、先程の税金もそうですけども、たばことかいろんな部分での町民に分かりやすい説明をしていただきたいと思ひますし、なかなかこの場で来て聞いてくれればと言っても、町民が何を聞いていいのか、我々もそうですけども、何を聞いたらいいいのかっていうことで分からない部分もあると思ひますので、丁寧な説明と言ひますか、お知らせをしていただきたいと思ひます。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 機会を捉えてですね、ホームページですとか広報ですとか、そういうの活用できる機会がありましたら、活用しながら周知に努めてまいりたいと思ひます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第42号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第42号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 資料で、5ページのA3の資料でちょっと質問いたします。今回改正されまして、基礎税額だとか、後期高齢者支援金、それから介護納付金、それぞれ前年度と現行と比較しますと率は下がるんですけど、最終的に5ページの表で、一番最下段の800万円ですね。それで所得税6人家族で試算した場合、4万6,900円増額になるってということなんですね、全体はみんな三角でい

くんですけど、ここの部分に所得が高い方については、かなりの増額になるということなんですけど、これはどうしてかっていうか、何か要因って言いますか、そういったものがあればちょっと教えてほしいのですが。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 今回の政令等の改正です、基礎課税分の課税限度額です、限度額が54万円から58万円に引き上がっております。それと、この部分と、あと若干、基礎課税分、医療分と後期高齢者医療分は税率下がっているんですけど、介護納付金分が若干ですが微調整で上がっています。その関係で課税限度超過世帯の部分が、今回の試算で4万6,900円増額になっているということでございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それで、全体の現行です、基礎額、それから後期、それから介包含めると、今現行では89万円です。今度、基礎額が4万円上がりますから、総額で最高の方については93万円ということになると思うんですが、これ税金の納期が6回に分けてやっているんですけど、今後です、93万円を6回で割ると、一気に10数万円ということになると思うんですが、この税額の徴収方法、納期としてです、具体的に何か案と言いますか、もっと基礎を増やすとか仮徴収をやって先にもらうとか、方法等です、具体的に何か検討の余地はあると思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 現在も7月から始まりまして、12月までの6回なんです、翌年、1月、2月、3月も随時期に加入していただいて、口座振替の手続きを取っていらっしゃる方については、口座振替の制度で徴収している経過があるものですから、技術的には、1月、2月、3月に延ばすことも可能ではないかということは内部では検討してます。ただ今回、30年度から都道府県化ということで、そちらの方でいろんな事務を進めていた関係で、納期の延ばすという部分まで実際に着手が出来ないんですが、技術的には翌年の1月、2月、3月、3ヵ月延ばすことは、技術的に可能だよという話は内部ではしてます。ただ、年金から引き去りをする方が、どうしても年金支給月の年6回になりますので、そここのところの整合性と、あと後期高齢者の保険料の引き去りも年6回というふうになりますので、そういった部分との整合と言うんですかね、そういうものも慎重に考えていかなきゃならないなと思いますが、技術的には翌年の1月、2月、3月まで延ばすことも可能ではないかという内部議論はしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第43号 置戸町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第43号 置戸町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第44号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第44号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第45号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 次に、議案第45号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第2号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 地域おこし協力隊に要する経費というところで、お聞きをしたいと思います。今年の当初予算では、地域おこし協力隊には新しい隊員を1人の継続はあるけども、新しい人を求めるということはないというような方向でありましたけども、今回説明では、学芸員を募集したいというようなお話がございました。その目的と今回の経緯についてお聞かせください。

○佐藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 当初予算の段階では、今お話がありましたとおり、2名の協力隊員の活動を前提といたしておりましたが、1名となりましたので、1日も早く制度を使ってですね、1名を募集するよう今回の議会に提案をさせていただいた次第でございます。実は、学芸員にも様々な分野等がございまして、現在、図書館で進めております資料のデジタル化作業ですとか、それから今、郷土資料館に収蔵されております資料の選別等を進めるためにも、特に歴史分野、取り分け考古分野の専門の方、大体年齢もですね、20代から30代の実務経験がある学芸員さんを協力隊員として募集を考えているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 専門の学芸員ということでありましたし、目的は図書館あるいは郷土資料館の関係だということでございますけども、せっかく総務省の事業で、町の持ち出しが少なくとも人をたくさん集められる機会もありますし、また、定住対策とか、いろんな意味でもまだまだいろんな形で人を増やすことができるのかと思っておりますので、まだまだ機会があれば1人でも多くの隊員を募集していただきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 学芸員という話だったんですけども、正直言って、今頃ぶらぶらしてる学芸員がい

るのかどうかというの、ちょっと疑問なんですけどね。もっと早くならいるんでしょうけども、今頃がらぶらしているのは、ろくなものではないんでないかという気はするんですけども、その辺はどうですかね。それと、専門員ですからもっと高くてもいいんでないかと思えますけども、一般の地域おこしとはちょっと違うのかなと言う感じするんですけど、その辺はどうですかね。

○佐藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 学芸員という専門資格を持った方が協力隊員に募集をしていただけるかどうかという見通し、その辺につきましての心配はございます。しかし、過去、それから近隣の自治体の状況なんかもお聞きいたしますと、学芸員の資格を持たれた方でも協力隊に応募されるというケースがございましたり、また、それから近隣の自治体におかれまして、そういう学芸員の募集をされている自治体もございます。こういう募集業務をお願いする期間等ですね、募集の方法ですとか、それからその方面、周知の仕方等につきまして十分、なんて言いますか、有効な方法を検討いたしまして、より良い方に来ていただけるよう努力したいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 一番上の委託料、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料っていう、これもう一度説明お願いできますか。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 昨日、詳しく説明いたしましたので、概略でご説明申し上げます。先に、地方自治法・地方公務員法が改正されまして、地方自治体に勤めている正職員以外の職員というのは、相当数おることが分かっております。その人は、地方行政を担うのには重要な役割を担っているという認識から、その人の身分保障をはっきりさせなさいということが法改正の趣旨となっております。

本町におきましては、今うちの条例上の雇い方といたしましては、規則で作業員等就業規則という規則の中で、様々な職種において雇用形態もばらばらなんですけども、幅広く63名の方、本年度においても雇用させていただいてます。これらの方が地方自治法・地方公務員法の法律に基づいて雇用しなければまずいということに法改正の方ではなっております。その分類についてもまだ不明確な部分がありますが、先程言いました63名については、常勤、非常勤含めまして、その法律に係る該当者になって、一般的な言い方をしますと、処遇が改善されるんだろうというふうに思います。それにつきましては、いろいろな年次有給休暇の制度から始めまして、給与体系までいろいろな分野に細かく決めていかなければ、条例で決めていかなければならないような制度になってますので、その条例制定、関連規則等の制定、それから国の最新の情報を仕入れながら、この業務をこなしていくためには、専門業者に委託をした方がより効率的であろうということを今回申し上げさせていただきまして、180万円の委託料を補正お願いしているところでございます。なお、この人区につきましては、総務課の方で内部検討いたしますと、やはり正職員1人区程度この業務にかかってしまうのではないだろうかという推測のもとで委託料の方がより安価で最新の情報を入手して、正式な改正条文、法に触れない改正を行っていただけるのではないだろうかということで、今回計上させていただいております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 委託先というのは、もう決まっているということなんですか。それとも、どこか個人的にということになるんですか。例えば、国の方からも指定があるとか、そういう形になっているんですか。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 まだ委託先を決めているわけではございませんが、各種法令を担当している会社、例えば、全国的に展開しているような、町の条例改正を一手に引き受けているような業者さんだとか、そのようなところと今後交渉を進めていって契約を進めたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。

3款民生費、1項社会福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

10ページ、11ページ。

6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 畑作構造転換事業の補助金の関係について、2つの組合からカットドレーンとクローラートラクター、それからオフセットハーベスターということなんですが、例えば、オフセットハーベスターそのものでも1,000万円超えるような事業だというふうに思うんですが、トータルすると975万円というのは、どうなんでしょうかね。5割補助とすれば、金額的にはちょっと足りないかなという気はするんですが、これは実勢価格というか、いわゆる取引価格の中で補助事業の5割補助というのは決められているんですか。その辺ちょっと教えてください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 現段階でのこの補助事業の内訳ですけれども、今お話ございましたとおり、補助率2分の1になりますので単純に逆算しますと、この場合、消費税抜きということになりますけれども、それが2件のトータル事業費になっております。それから現段階では、まだ申請の段階で執行されておきませんので、あくまでも仮見積り等を徹した中での計画書になってますので、その辺これから執行段階で数字がまた変わるのかなというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

12ページ、13ページ。

7款商工費。8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 鹿ノ子観光センター解体に関わるところで、ここでアスベストの処理について660万円という、この事業がきたんですが、昨日の説明の中で、境野公民館についてアスベストの調査費用計上しているんですが、この当時の建物であれば何らかの形でアスベストを使用されているってことは想定できるとすれば、当初予算の中でこの部分について折り込むことはできなかったのか。なぜここへ来て、あることがアスベストを使われている事実が判明したからってということであれば、当初の中で予算計上して出してもよかったのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 アスベストの関係なんですけれども、アスベストにはそれぞれレベルというものがございまして、1から3までの危険度によってアスベストを区分しております。一番危険とされるのが吹付けアスベストという部分ですね、レベル1になります。次に、レベル2というのが、昨年調査いたしました煙突に含まれている耐火材に含まれるアスベスト。要するに、それによって飛散が想定されるものがレベル2とされております。今回、レベル3ということで、建材等に含まれてまして、通常であれば飛散はしないんですけれども、その解体時に万が一飛散する恐れがある物。ですから、解体する時には、昨日説明あったかと思うんですけれども、水をかけながら手で解体していかなきゃならないという部分がレベル3ということになっております。今までは、これアスベストにつきましては、大気汚染防止法というものと、後は労働基準監督署に届けるもの、労働安全衛生法、2つの部分でレベル1、レベル2については、それぞれ報告しなければならない。大気汚染防止法については、都道府県知事及び安全衛生法については、労働基準監督署に届け出なきゃならないという部分が、レベル1、レベル2だったんですけれども、レベル3につきましても、今年の3月に監督署の方から、3についてもそういうふうな解体時に飛散する恐れがあるので含まれているかどうか、きちんと調査をしてから解体にあたるようにということで通達がありまして、それに則って現在、当初ではなく、今になって補正という形をお願いしている次第でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

14ページ、15ページ。

9款消防費、10款教育費、1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 ちょっと北見地区消防組合に要する経費について、お聞かせを願いたいというふうに思います。今回は、繰入金、雑入等々の精査をして減額をしているというような状況なんですけれども、他の予算書にあるように、水道の使用料、特に置戸の庁舎に関わる部分で、水道使用料の値上げ分というところが入ってきてないのかなというふうに思うんですが、特に消防ですから随分水を使っているんじゃないかなというような思いがあるので、ちょっとその辺の水道使用料についてお話があれば、お聞かせを願いたいと思います。

○佐藤議長 総務課参与。

○福手総務課参与 先程の光熱水費、水道料に関わる部分ですが、常備消防費と非常備消防費、分団の消防庁舎及び分団という具合に分かれておりますが、分団庁舎につきましては、下水道がない施設がありますので、そちらについては、境野のみが下水道ありまして、それについては年間1,000円程度の値上げということで、今回、補正を行っておりません。また、消防庁舎につきましては、今、石井議員よりありますように、災害等で使う水の量というのが多いのではないかとございますが、これについては、一定料金以上、災害に関わる水道料金については、一定額以上は徴収されないこととなっております。また、庁舎につきましては、年間で3万円程の増額が見込まれておりますが、電気料との差額がありますので、それについては、その全体の中でやり繰りつくという判断で水道料金の方の増額補正をしなかったところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

16ページ、17ページ。

4項社会教育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

18ページ、19ページ。

5項保健体育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。9款地方交付税。13款国庫支出金、2項国庫補助金。14款道支出金、2項道補助金。

15款財産収入、1項財産運用収入。19款諸収入、4項雑入。20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の3ページ、第2表地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

1番。

○1番 前田議員 15ページの北見地区消防組合の補正金額なんですが、別に配られております総括表と見比べましたら、金額が違うのではないのかなと、その辺どうなんでしょうか。総括表の方では、

173万4,000円。事項別明細書の方では、175万8,000円になっているのではないかと。いかがでしょうか。

○佐藤議長 総務課参与。

○福手総務課参与 消防組合の歳入の欄をご覧いただきたいと思いますが、繰越金157万8,000円が生じたことによりまして、分担金の方も同額減額ということで、ここ相殺されていると思います。この度の消防組合の増額につきましては、非常備消防費の消防単費の退職報償金173万4,000円。並びに諸収入でその受入金173万4,000円。同額を増額するということとなります。以上です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 19ページ、境野公民館改修に要する経費。先程の質問があったというふうに思いますけども、ちょっと確認のために、公民館の今回、新築というか、新しく建て替えるために邪魔な部分のこの撤去の部分のこのアスベストの診断委託料ということでよろしいでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 はい、そのとおりでございます。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員 ということはですね、本体と言いますか、本体を壊す時もまたアスベストの診断料と言いますか、それがかかるというふうに認識してよろしいでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 そういうことになっていくかと思えます。ただ、今回ちょっと年代がずれるかもしれないんですけども、今回の調査の段階で同様な建材を使っているということであれば、今回の調査の中で終わらせることは可能ですけれども、万が一建材が別な年代で、複数年代またがってしまうと新たに調査をかけなきゃならない可能性は残っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 12時00分

再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第46号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第46号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

1款総務費、1項総務管理費。4款地域支援事業費、3項包括的支援事業任意事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款国庫支出金、2項国庫補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第47号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第47号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。1款使用料及び手数料、1項使用料。3款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第48号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第48号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、2ページ、3ページ。

2. 歳入。2款使用料及び手数料、1項使用料。4款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について〉

○佐藤議長 議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

7番。

○7番 小林議員 議案第49号の関係でちょっとお聞きしたいんですけども、これは5町でそれぞれ

やっているということなんでしょうけども、蘭越町に本当に事務局があるんですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 今回の事務の戸籍の共同利用に関してですが、蘭越町に事務を委託するというところで、町民生活課みたいなのところはありません、そこをお願いする形になるんですけども、自治法上、その事務を代表者に委託をするということになりますので、委託された町では日々のデータのエラーですとか、そういった管理を毎日するというので、事務局的な役割を担うということになりますので、事務局があるのかっていうことであれば、あるということになろうかと思えます。ただ、確認をするのがデータのエラーがないかっていう、すべて集中でその端末に置きますので、データ自体はデータセンターというところに置くんですが、それを監視するパソコン置きますので、その中で日々のデータエラーがないかっていう目視作業をしていただくという形になりますので、事務局があるのかと言われたら、そこを事務局として作業していただくという形になります。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 よく分からないんですけど、データセンターって、どこにあるんですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 札幌の情報センターにサーバーを置く形になります。

○佐藤議長 ほかに、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

休憩 13時09分

再開 13時13分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてまでの9件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてまでの9件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第41号から議案第49号までの9件について討論を終わります。

これから、議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてまでの9件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第41号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第41号 置戸町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第42号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第42号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 置戸町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第43号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第43号 置戸町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第44号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第44号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第2号)から議案第48号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括して採決します。

議案第45号から議案第48号までの4件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第45号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第2号)から議案第48号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)までの4件については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてを採決します。

議案第49号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第49号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案第1号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書から

◎日程第16 意見書案第5号 北海道基幹農作物種子条例の制定に関する要望意見書まで

————— 5件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第12 意見書案第1号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書から日程第16 意見書案第5号 北海道基幹農作物種子条例の制定に関する要望意見書までの5件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第1号から意見書案第5号については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から意見書案第5号までの5件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第1号から意見書案第5号までの5件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第1号から意見書案第5号までの5件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書から意見書案第5号 北海道基幹農作物種子条例の制定に関する要望意見書までの5件を一括採決します。

お諮ります。

意見書案第1号から意見書案第5号までの5件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書から意見書案第5号 北海道基幹農作物種子条例の制定に関する要望意見書までの5件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議員の派遣について

○佐藤議長 日程第17議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配付の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の議案のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成30年第4回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 13時22分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長 高橋 一史が記録、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員 番

署名議員 番
